

第119回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和6年12月11日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村 隼	2番	森脇 裕和
	3番	幸田 勝治	4番	高見 寛治
	5番	大内 将広	6番	金澤 孝良
	7番	児玉 雅善	8番	加古 原瑞樹
	9番	小林 裕和	10番	廣利 一志
	11番	岡本 義次	12番	山本 幹雄
	13番	平岡 きぬゑ	14番	千種 和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上 月 支 所 長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、2番、森脇裕和議員の発言を許可します。森脇裕和議員。

〔2番 森脇裕和君 登壇〕

2番（森脇裕和君） 皆さん、おはようございます。2番議席、森脇裕和です。

今日は、通告に基づき、2点ほど質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、1つ目の質問ですけれども、まず、水道事業の将来の見通しはということで、質問させていただきます。

これから先、将来ですけれども、佐用町は、ますます人口が減っていきます。そうなれば水道の使用量も減ってきます。当然、収益も減ってくると思います。

また、上下水道の設備についても古くなれば修繕、取替えなど多くの維持費がかかります。維持費は人口が減った、給水戸数が減ったとしても同じようにかかります。

私は、これから先、水道事業が佐用町の一番の問題になると思います。

そこで、1つ、人口がどれぐらい減ったのか。合併時の人口で1人当たりどれぐらいの費用がかかっていたのか。現在の人口で1人当たりどれぐらいの費用がかかっているのか。来年、20周年ということで、ほぼ20年前の人口と今の人口で、20年ぐらいで、どれぐらい水道料金が上がったのかというふうなことを、ちょっと、教えていただきたいと思います。

あと2つ目、経費の削減、人員であつたり、管の長寿命化、機械設備の長寿命化ということで、経費の削減はされていると思いますが、将来に向けて、水道料金がどうなるのか心配もあります。これに対して町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

後の質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君） 改めて、おはようございます。本日も1日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問、今日、最初の森協議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、森協議員からのご質問で、水道事業の将来の見通しということについて、お答えをさせていただきます。

水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインでございます。森協議員が言われるように、水道の将来の見通しを考える場合、安全安心な水の確保や老朽化した施設・水道管等の更新工事の増大、耐震化の推進、人口減少に伴う水道収入の減少、技術者の減少など、多くの課題を抱えております。

町民の皆様にとりましては、水道料金が気になるところではないかと思いますが、水道料金につきましては、人口減少に伴う水道収入の減少や更新工事の増大などを要因として、財源不足となっておりますが、現在では、町の財政が何とか安定をしており、基準外繰入で、これを補うことができているために、当面の間は、水道料金を値上げする予定はいたしておりません。

まず、1点目の人口がどれくらい減ったのか、合併時の人口で1人当たりどれくらいの費用がかかっていたのか、また、現在の人口で1人当たり、どれくらいの費用がかかっているのかというご質問に、お答えをさせていただきますが、合併時の平成17年度は、半年分の決算でございますので、平成18年度決算でお答えをさせていただきます。また、令和5年度は、打ち切り決算をしておりますので、令和4年度決算で比較をして、お答えをさせていただきます。

給水人口は、平成18年度が2万1,266人、令和4年度で1万5,221人、この16年間で約6,000人余り減少をいたしております。

1人当たりの費用でございますが、この費用全体でお答えすると、建設改良工事費の影響が大きく、これ受けますので、建設改良工事費等を除いた通常の、いわゆる運営費、通常の運営費で、しかも単純に一般家庭の月20立米の月額料金を試算した場合で比較をさせていただきますが、平成18年度の月額料金は3,300円でしたが、試算した場合には、約5,000円必要となり、不足額の1,700円は一般会計から繰入れて補っております。

令和4年度の月額料金は、途中、消費税率の改定があったために、その影響もありますけれども、3,465円でしたが、試算した場合には約6,000円必要となり、不足額の2,535円は一般会計で補っており、この16年間で約1,000円増加をしている。いわゆる、不足額、赤字が増えているということでもあります。

また、人口減少のみによる試算として、今後ですけれども、令和22年度に佐用町の人口が約1万人となった場合の月額料金を試算した場合に、約9,000円必要となり、現在の月額料金3,465円の2.6倍の料金が必要ということになりますが、この9,000円必要という中には、先ほどの（聴取不能）で申し上げましたけれども、今後、大幅に増加する老朽化に伴う施設や水道管などの更新工事というものは含まれておりません。そういう費用を、今後、計算上、試算していきますと、さらに、この数倍の財源が必要、費用が必要ということになってまいります。

最後に2点目の経費の削減はされていると思うが、将来に向けて、水道料金がどうなるのか心配もあります。これに対して、町長の考えを伺うということでございますが、最初にお答えをさせていただいたとおり、水道料金につきましては、人口減少に伴う水道料金の減少や更新工事の増大などを要因として財源不足がさらに増えてまいります。現在は、こうして町の財政が安定しており、基準外繰入で財源不足を補うことができているために、当面の間は、水道料金を値上げをする予定は、先ほど申しましたようにございません。

しかし、令和6年度から簡易水道事業などの特別会計は、地方公営企業の財務適用に移行をいたしました。

公営企業は原則、独立採算制で、基準内繰入で維持するということになっておりますけれども、独立採算制で水道を維持するには、当然、水道料金を大幅に値上げするしか方法がありませんが、先ほど来、申し上げましたように、当分の間は、これまでの特別会計と同じように赤字不足分を基準外繰入で補って水道料金を値上げせずに運営をするようにしていくように努力をしてみたいというふうに考えております。

しかし、この財源には、当然、限りがございます。いつまでも水道だけに、そうした町の一般会計、財源を投入をしていくということには、これはできません。ほかの事業も、当然、いろいろと町として限られた財源の中で対応していかなければならないわけであります。

そういうことから、当然、考えていただいても、いつかの時点では、水道料金の改定、値上げもせざるを得ないという時が来るというふうに思っております。

今後の水道事業につきましては、令和6年度に地方公営企業の財務適用に移行した結果、令和7年度には、現金を伴わない減価償却費や長期前受金戻入などを含んだ投資・財政計画を作成することが可能となりますので、水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、令和7年度中に、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とした経営戦略を作成していく予定でございます。

この経営戦略によりまして、簡易水道事業の料金回収率や給水原価、供給単価、有収率などから、経営の現状分析や更新需要予測に基づく財政負担増などの把握が可能となりますので、更新工事の長期計画を策定して、更新工事の平準化等による合理的な投資につなげていくこととなります。

しかし、こうした問題は水道だけではなくて、当然、下水道、道路や橋梁など、生活インフラというのは生活に欠かすことのできないものでありまして、人口が減少しても、これを維持していかなければなりません。その維持運営費は、当然、人口が減ったとしても、この維持費は減ることがなく、逆に、先ほど申しましたように、老朽化は進み、こういう施設の更新等、当然、これからもどんどん増えてまいります。そういうものも含めた費用を、人口減少の中で1人当たりのコストとして考えた場合に、町民1人当たりのコストは大幅に、今後も増えてまいります。

そうした、これらの生活インフラの維持というのは、森協議員からもお話のように、これからも町行政にとっての一番の大きな最大の課題であり、また、非常に難しい課題でもございます。

これは、町の行政だけでは、もうなかなか財政的には対応できないというようになってまいります。これは全国中山間地、私たちの町のような町にとって、それぞれ共通した大きな次第の課題でありますので、やはり国としても、国の責任として、こうした中山間地域の生活インフラの意義に対して、さらに、しっかりとした支援を考えていただかなければならないというふうに思っております。当然、町といたしましても、これを維持していくために合理化を図り、経費の節減を図り、最大限の努力はしていくわけですが、なかなか町自治体だけでは、これが維持できなくなってくるということは、間違いないと、私は思っております。

そういうことを、今から国に対して、私たちの代表である国会議員の皆さんにも強く訴えていかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） ありがとうございます。

まあ、当面は値上げは考えられていないということで、少しは安心できます。

しかし、いずれはということではなろうかと思うんですけれども、まず、何点か、ちょっとお聞きしたいんですけれども、まず、今、佐用町簡水、簡易水道なんですけれども、これ多分、兵庫県で佐用町だけというふうに聞いたんですけれども、普通の上水道と簡易水道あるんですけれども、簡水のほうがええとかいうのは、どういうことが、利点というのは、どういうのがあるんですか。お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） これは、上水というのは、まず、5,001 人以上が上水になります。

佐用町の場合は、簡易水道、それぞれがつながっておりませんので、5,000 人以下で簡易水道を選択しております。

その中でも、簡易水道の中でも、例えば、全部適用とか、今、財務適用と言いましたけれども、一部を適用しております。ですから、全部適用となりますと、結局、上水になりますと、先ほど、町長が言いましたように、全部料金収入で経営しなさいよということになります。

原則論ですけれども、基準外繰入が認められておりませんので、近隣でも宍粟市なんか、ここずっと料金を上げておりますね。また、3 年ごとに見直ししておりますので、随時上げていくようになります。

その点、簡水は、もう少し緩やかな制度ですので、実質、中山間なんか、ほとんど簡水残っておりますので、そういうところについては、基準外も、原則論から言えば、認められていないんですけれども、そこは許されているというところがあります。そこが一番大きな違いだと思います。

あと、起債なんかの部分も簡易水道事業債が借りれますので、普通交付税の部分が多くなります。

上水道債になりますと、特交のほうが多くなりますので、そこらでも有利になっております。

以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

中山間地域は簡水のほうが、多少有利なんかなとは思ったんですけれども、まずあと、先ほど、起債とか、いろいろあったんですけれども、まず、教えてほしいのが、あとは、質問することを全部答えられてしまったので、まず、ほな、上水道、簡易水道、維持するに当たって、国とか県の補助、これなかなか、こっちのほうに該当する補助は少ないという

ふうに聞いたんですけれども、何か、どういったものがありますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 簡易水道におきましての補助というのは、今、佐用町該当するものがございません。

一部、例えば、今、耐震管の工事の補助なんかありますけれども、これは何回トラフ、震度7以上の地域とか海辺のほうが該当していて、佐用町は外れていますので、更新の補助もないんです。

で、一時期、上水道に移行しなさいというような国の指導がありまして、その時に、どう言ったらいいんですかね、施設を統合したり、そういった場合には補助があったんですけれども、今現在は、そういうこともなくなっております。それも上水道にするという条件でしたので、佐用町はそれには該当しておりません。

逆に、下水のほうは、いろいろ国庫補助がございます。以上でございます。

〔町長「財源（聴取不能）、それにかわっての事業をやっておるんやから、補助がなくっても、ほかの財政上の（聴取不能）」と呼ぶ〕

上下水道課長（古市宏和君） それで、佐用町の場合は、更新工事を多く行っておりますが、その財源は過疎債と簡易水道債ということになります。はい。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） まあ、なかなか、補助がないということだったんですけれども、いろいろ、ほかの過疎債とか使って更新工事等されておるみたいなので、今後も、ちょっと、いろいろ考えてやっていただきたいなと思うんですけれども、あと、将来的にわたって、いつかは値上げとかいう話もあったんですけれども、一応、水道料金に比べて、佐用町がどれぐらいの料金、全国的に見てもどんなんかなって調べたら、まあ、あんまり佐用町でって、僕、よう見つけんでね、一番近い宍粟市とかぐらいの金額でいったら、全国で言うたら1,345市町村のうちの宍粟市が823位で3,450円、佐用町に近いところなんですけれども、こういった仮に、いつか将来的に見直しをするという時は、やはり近隣の市町とかいうのを見て、ある程度、料金とかいうのを設定をされるということになりますかね。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵辻町長。

町長（庵辻典章君） こうした公共料金と言われる、いろいろと町民の皆さんに負担していただく料金について、やはり、どうしても全国的な平均、また、近隣の市町との比較、こういうことは、それを考える場合、どうしても参考にはしなければならないと思います。

ただ、水道や下水道というのは、特に水道については、この西播磨の中でも、その水源

とか施設そういうものの設備、そういう設備にかかる経費、そういうものが大きく影響してきますので、ご存じのように、全国でも一番低いような水道料金が赤穂市というのがあるわけです。だから、そこらあたりと比較してみても、なかなか、それは参考にならない。ですから、同じような中山間地域の市町が、どこの町も決して、その料金で運営ができているというところは、ほとんどないと思います。

これは、基準内繰入という原則のもと、いろんな形で、そうした財源を補填しながら運用していると思うんですけども、そうは言っても全国的に見れば、私とこの町の、今、3,300 円、3,400 円ぐらいの倍以上のところもありますよね。

ですから、今、佐用町が、先ほどお答えさせていただいたように、今のそうした投資的な経費は別にして、通常の年間の維持管理費ですね、それだけ考えても、今の3倍ぐらいにしないと、実際には赤字を解消することはできないということになりますから、そんなに一気に値上げをするということは、当然、これはできませんし、また、このところ、やはり3年ごとぐらいに見直していかなきゃいけないと、今、課長言いましたけれども、公営企業法上ですね、やはり宍粟市さんにしても、隣の上郡町にしても、改定をされました。市川なんかも改定をされました。

そういうことで、ただ、その改定率を見ると、そんなに極端に倍にするとか、赤字を解消する。できるようにするとかというようなものではありません。

ただ、やはり、少しずつでも、一気にじゃなくって、段階的に改定をしていく方向にあることは間違いないと思います。

ですから、佐用町の水道料金というのが、現在、全国的に見れば、大体平均的な水道料金に設定されているかと思いますが、都市なんかと比べると、逆に、都市部のほうが、ずっと安いんですよ。都市の水道事業というのは、非常に利益が上がって、もうかっている事業なんです。ですから、都市部との比較して、非常に、そのこのところとの格差というのが、さらに出てきておりますので、私たちは国に対しても、水道についても、生活にとって、電気とかそういうものと同じように、全国、ある意味では一律に、ある程度、考えていくべきじゃないかということも、主張しているんですけども、そうしないと、都市から地方へというような、そういう人口の問題ひとつにしても、公共料金、そういうことが、都市で生活するほうが、逆に安いんだと、そういう、今、非常に変な、都市の水のほう、本当に安いというような、これだけたくさん、ぐらりに水があっても、高い水を飲まなきゃいけないんだと、そういうことに、今現在、なっておりますので、いろいろと申しましたけれども、現状、現在の水道料金、例えば、改定するにしても、近隣の同じようなところと比較をしながら、段階的にということには、将来的にはなろうかとは思いますが、

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君）

森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君）

今、先ほど、今の答弁で、大体近隣に合わせたということで、赤穂市の話もあったんですけども、確かに、現状では、日本で一番安いのは赤穂市、一番高いのが夕張市、夕張市で 6,841 円とかになっていますので、佐用町の倍ぐらいになっています。

ただ、これも、何かの統計があったんですけども、20 年先に、2046 年になったら、全国平均、今の 3,317 円から 4,895 円に、一番高い自治体は月 2 万 5,000 円というような試算が出ていますけれども、一番安いところでも 1,266 円。ちなみに赤穂市であれば、1 位

から3位に転落して1,582円の予測になっていますけれども、こういったことで、20年先のこの話なので、どうなるかというのは、まだ、分かりませんが、ある程度の予測で…、先ほども、ちょっと、資料がなくなっていました。すみません。

10年間の計画と、今後、令和8年から10年間の計画ということで、いろいろあると思うんですけれども、その計画、しっかり立てていただいて、少しでも料金が、上がり方が少ないようにということでお願いしたいと思います。

それと、先ほど、消費税とかで、いろんな話も、チョロチョロとあったんですけれども、これ私、ちょっと、個人的にというか、今回の質問をするに当たって、いろいろ見よって、これうちの水道の水道料等のお知らせとかいうやつなんですけれども、これ、私、これ自体は知っておるんですけれども、あまり詳しく見たことなかったんです。今までね。

自分とこの水道料金何ぼかというの、あんまり把握していなかったんですけれども、今回、ちょっと、質問に当たって調べてみたら、一応、料金があって、1か月の一般の料金、基本料金2,000円で、1立米100、それが10立米で、それプラス、それを越した分については、1立米115円で計算したら、試算すると20立米ということで、試算したら3,150円やなと思って見たら、何ぼかな、3,465円、消費税がついておったんです。僕ね、水道料金に消費税がつくと思っていなかったんですね。

先ほども、町長あったように、水道料金なんか、本来は、一番理想は、全国どこに行っても同じ料金というのが、多分、理想じゃないかなと思うんですけれども、水道料金で消費税が10%ついておったということで、ちなみに、コンビニに寄って、水買うたんです。そしたら、8%だったんですよ。だから、蛇口ひねたら10%の消費税払いよるみたいなもんなんですけれども、これはね、私がね、勝手に思っただけなんですけれども、ちょっと、これについて、思うことがありますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） ちょっと、答弁困るんですけども、平成元年でしたかね、消費税法が変わりまして、最初3%、5%、8%、10%、もう税法の中で決まっていますので、そこを安くするとか、そういうことはできませんのでということです。はい、以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） これはね、ここで言うても仕方がない話なので、ちょっと、私が、どうなのかなと思って、ちょっと、聞いてみただけなんです。

それで、次、ちょっと、下水道も、ちょっと、1点、聞かせていただきたいと思います。

下水道も上水道と同じく維持費がかかります。下水道に関しては、農業集落排水、それと、あと公共下水道、あと合併処理浄化槽、何か、いろいろあるみたいですが、これ管轄が何か違うみたいですよ。農集やったら農林水産省、公共下水道やったら国交省、合併槽だったら環境省、いろんな交付金があると思うんですけど、将来の財源というのは、こういった、いろんな交付金、補助金がある中で、将来の財源というのは、どういうふうに、どうなるのかなということをお願いします。

議長（千種和英君） 森脇議員、これ通告にない項目なんですけれども。

2 番（森脇裕和君） ああ、なかった。

議長（千種和英君） 通告は、水道事業に関してなんですけれども。

2 番（森脇裕和君） 下水道入ってないのかな。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も、水道料金ということでの話だったんですけれども、最後の私の答弁の中にも、このやっぱり、この生活に必要な社会インフラの中でも水道下水というのは、1つの一体的なものです。ある意味ではね。そういう中で、答弁させていただきましたけれども、これも維持していくというのは、今後、大変な大きな課題、問題、同じです。

やはり、今、処理方法によって、また、建設時の所管官庁が違っていたことは確かなんですけれども、まあ、今でも水道が、今度は国交省に変わりました。これまで水道というのは、厚生労働省だったんですね。そこから所管が国交省に変わりました。

現在、佐用町としては、ああした集合式の下水道施設、これ国交省担当が所管していた特定環境保全公共下水道という特環と、それから、農水省が担当した農集、こういう集合式の施設を統合を、現在、事業を進めて、効率化を図っております。こういうことが、以前は、なかなか省庁間でできなかったんですね。それが、国としても、そういう省庁間の縦割りで物事を考えていたら効率化はできないということで、現在は、非常に、そのへんは柔軟になって、農集を廃止して、特環の区域として、施設に統合するということをやっている、事業が進んでおります。

ただ、合併浄化槽については、これは、また、処理方法が違いますので、環境省が所管で、それぞれに、制度上、いろんな財政的な制度、補助メニューがあるわけです。町としても、それをうまく活用して、それぞれの処理方法、施設の特性を生かして、佐用町の実情に合ったような形で、できるだけ効率よく、経費節減しながら、やはり処理、下水道、し尿をはじめ排水の処理を、指定環境を保って行くということは努めてまいりたいと思っております。

その中でも、合併浄化槽というのは、これだけ人口が減少していく中で、当然、それに対応しやすい、非常に柔軟な対応がしやすい処理方法ですので、無理に長い管渠を設置して、途中、ポンプで発送したり、いろんな設備をつくって、莫大な経費をかけるよりは、合併浄化槽というのは、やっぱり中山間地、こうした私たちの町のようなところにおいては、処理する水の水質というのは、ほとんど変わりませんから、きちっと管理さえすれば、そういうものを、やっぱり、今後とも維持していきたいというふうに思っております。

ただ、これも、今、農集を統合して特環と一緒にしていますけれども、毎年のように大きな予算、議会にも予算として審議いただいておりますから、よく知っていただいていると思いますけれどもね、莫大な費用がかかりますし、また、その維持にも非常に大きな経費がかかりますので、このへんは、無理に1件だけのために100メートルも200メートルも離れたところから管渠で引っ張ってくるというようなところについても、これからの維持

管理費、経費が非常に高く、非常に高額になってくるというところであれば、施設の老朽化に伴って、そこは合併浄化槽に変えていくとか、そういう工夫は、これからしていかなないと、これを、今までのつくったものを全て維持していくということでは、これも財政的には耐えられなくなってくるだろうと、そういうふうに思っております。はい。

以上、ちょっと、説明させていただきました。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） すみません。ありがとうございます。

ちょっと、通告からそれたかもしれませんので、申し訳ありません。

一応、これで、水道のほうは終わりたいと思います。佐用町の実情に合ったということで、いろいろ対応されていくと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、2 つ目の質問に移らせていただきます。

2 つ目の質問ですけど、まず、EV 自動車購入に町単独の補助を考えられないかということで、お伺いします。

ある町民の方から EV 自動車を購入した場合、町単独での補助は考えられないかというのはありました。EV 自動車、電気自動車ですけれども、購入した場合、今でしたら、国から上限 85 万円の補助があるようです。自治体についても市町によって、あるところ、ないところ、いろいろみたいですけれども、ちなみに姫路市やったら、何か、あるということみたいで、これもあるといっても早い者順みたいで、予算内で、予算が終われば、もう終わりと、全員が、買った人、みんながあるというわけではないみたいですけれども、一応はあるみたいです。

で、EV 自動車の一番のメリットは、環境に優しいことだと思いますが、ほかにもガソリン車と比べて維持費がかなり安くなるようです。これ、自動車税とか重量税、あと車検とか、オイルは要らない。ガソリンは要らないというようなことで、維持費が安くなるということです。

佐用町のように車がないと生活がしにくい地域だと維持費が安いというのは大きなメリットになると思います。しかし、車両費が高いというのが最大のデメリットで国の補助金を利用しても同レベルのガソリン車と同じぐらいの価格になります。

そこで自治体の補助があればと考えますが、佐用町のような地域こそ必要ではないかと思いますが、当局の見解を伺います。

議長（千種和英君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、森脇議員からの 2 つ目の EV 自動車購入に対して、町単独の補助が考えられないのかというご質問に対して、お答えさせていただきます。

EV 自動車、つまり電気自動車は、走行中に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しないため、環境に優しく、環境問題を改善していく手段として有効であるというふうに、一般的に言われております。

世界での電気自動車の普及率は、国際エネルギー機関の発表データによりますと、2023 年時点で 18%、日本での普及率は、日本自動車販売協会連合会の発表によれば、1.66%、

約4万4,000台ということであり、これは、ただ、そういうふうに日本は、まだ遅れておりますけれども、いずれも、これは年々伸びてきております。

電気自動車は、車両価格がガソリン車と比べて高額であることや、充電設備が十分に普及していないこと、また、航続距離が短い、バッテリーの寿命、充電に時間がかかるなどの課題も多くありますが、これも徐々にではありますが、改善されつつあるというふうに認識をいたしております。

国では、2035年までに新車販売で、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車などの電動自動車を100%にするという政策を打ち出しております。電気自動車の購入費補助につきまして、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」を創設して、電気自動車で15万円から最大85万円の補助を行い、電気自動車の普及推進を図っているということでもあります。

また、税制面からみると、ガソリン車と比べると、環境性能や燃費性能がよい電気自動車は、「自動車重量税」「自動車税」「自動車取得税」についても免税または減税措置がとられておりまして、所有者が優遇されております。

これら電気自動車に関する優遇制度は、いわば国を挙げて行われている政策でありまして、佐用町のような小さな自治体が単独で行うべき事業ではないというふうに、私は認識しており、それらがもたらす効果も、単独で各市町が行っても、その効果というのは限定されるというふうに思っております。

以上のようなことから、本町におきましては、国において既に補助制度や優遇がある中の現段階で、さらに町単独での補助を行うということは考えておりませんが、自動車メーカーによる技術革新や充電インフラの整備等、国の施策の進め方などを注視しながら、これを見ていく必要があるというふうに思っております。

以上で、簡単ですけれども、とりあえず、この場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君）

森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君）

一応、これは、町単独では、今、考えられていないということなんですけれども、確かに、電気自動車、走っておる時はCO₂出ていないんですけれども、充電する電気、電気をつくるのは、やっぱり石炭、石油使って発電していますので、全然、全くゼロというわけではないと思うので、私もどうかなというところもあるんですけれども、やはり環境を考えれば、こういったもの実態として、こういうのも考えてもいいかなというふうに思ったので、ちょっと、質問させてもらったんですけれども、昨日も似たような質問があって、CO₂削減という話があったんですけれども、太陽光パネルがあって、太陽光、今、結構あちこちあるんですけれども、うちも1台ついてます。家の上に乗っています。

例えば、この電気自動車で言えば、一番理想は、太陽光発電、昼間、日中に発電したやつを、蓄電池に貯めて、それを夜、車に充電して走れば、全くCO₂発生しないので、一番理想なんですけれども、ですから、車と一緒に充電設備も必要になってくると、そういったことで、セットにして補助金とかあればいいなというふうには思うんですけれども、私は、どっちか言うたら、車、あまり電気自動車よりも昔の車が大好きなので、昔、トヨタの社長が言ってましたよね、本音を言えばということで、ガソリンを使って、燃費が悪くて、音のうるさい車、それが好きやと。

実際、多分、ここにおられる年代の方って、みんなそうかなと思うんですけれども、でも立場上は、こういった環境にいい車を何とかせなあかんというふうに思うので、できれ

ば、そういったことを考えていただければなと思うんです。

それで、ちょっと古い資料にはなってしまうんですけども、一応、応募は終わっていますということになっておったんですけども、地域脱炭素推進交付金とかいうのがあって、何か、いろいろ事業があるみたいです。あったみたいです。その中に、ゼロカーボンドライブとかって書いてあって、EV とかの購入とか、充放電設備等のいろいろあるみたいですけれども、これ兵庫県だったら宝塚と芦屋が何か選ばれているみたいですけれども、今、これは終わった話なんですけれども、もし、こういったものがあれば、今後、佐用町として、今現在も何かあるかもしれませんけれども、ちょっと、私、認識がないんですけれども、もし、あるとすれば、こういったこと、ちょっと考えられないかということ、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まだ、国も、なかなか、こうした環境問題、CO₂削減、宣言はして、2050年ゼロカーボンとかというようなことまでは宣言はしても、実際に、今の進行状況を見ると、なかなか進んでいない。

だから、やはり各省庁なり環境省が中心だと思いますけども、そうした制度をつくって、少しでも、そうした課題に取り組んでいこうということで、いろんな補助制度がつくられます。それに対して、各市町が一緒にということでもあります。

ただ、やはり、国が全てやるのではなくって、財政的には、それぞれが応分の負担をしていかなきゃいけないという形なんですけども、やはり、もっと、やっぱり国が本腰を入れてやるには、国が全体を考えて、各市町が実際にそれを、取り入れるとこと、取り入れないとこじゃなくって、全国で、みんな、どこもが同じように取り組めるようなものにしていかないと、あまり大きな効果は出てこないんじゃないかなというふうに思います。

それと、そうしたゼロカーボンシティとか、いろいろと宣言はしても、やっていることというのは、本当に部分的な、なかなか、それがどう大きく、環境に大きな影響、効果をもたらしているかという疑問なところも、いっぱいあります。

だから、これは技術が伴わないと駄目なんですけれども、先ほど、森協議員からもお話のように、太陽光とか、こういう自然エネルギー、これを、もっともっと効率よく使えるようにならないと、今のままだと、どうしたって電気自動車にしても、片方では発電したエネルギーを使った、エネルギーで発電したものを、それを使っていくだけでは、あまり効果は実際はないので、これには、やはり太陽光でも、蓄電施設、蓄電池、こういうものが、もっと普及しなきゃいけないんですけれども、ただ、この蓄電池をつくるとしても、これも膨大な資源とエネルギーが要るわけです。

電気自動車そのものも、これもやっぱり大きな蓄電池を車に備えないかんのですよね。これも、やはり大変な大きな資源とエネルギーが要るんですよね。

だから、その部分だけを捉えて、通常の走行している時の排出ガスとか、そういうエネルギー、こういうことで環境がいいんだというような言い方だけでは、本当にこれが、全てトータルで、それも蓄電池も、そんなに寿命が長いものではありません。何年かすれば、また、それも交換していかなきゃいけないとか、こういうことを、今、各省庁が、ある程度、バラバラにやっている部分もあったりして、なかなか、それに乗っかって、すぐに、私は、ああいう、私も知っているんですよ。そういうことを募集したことは知っているんですけれども、それに、例えば、佐用町が手を挙げて、そういう宣言をしてなり、そうい

う事業に取り組むということ、やっぱり考えはしましたけれども、なかなか、今、やっても、そんなに効果があるのかなという、非常に疑念のほうが大きいので、今のところは、今後の国がどう、本当にこれ本腰を上げていかないと、もう時間が間に合わないんですけど、どんなことをやっていくのか、もっともっと、やっぱり、そうした技術も、これから、開発されていって、本当にこれを、国を挙げて、当然、取り組んでいくという形になれば、当然、佐用町としても、それと一緒に、佐用町としても取り組んでいかなきゃいけないとは思っておりますけれどね、今のように、パラパラと何か打ち上げ花火的に募集して、それに応募して取り組んでいくというようなことでは、あまり効果は期待できないということで、見合わせております。はい。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

これ、私も、今、町長が言われたとおりだと思います。

これで、質問は終わりたいと思うんですけど、最後 1 つだけ提案して、環境に一番いいのは、僕一番ええのは自転車だと思うので、例えば、この佐用町の職員、半径 2 キロ以内の人は自転車通勤にするとか、そういったこと考えられたらどうかなと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 森脇裕和議員の発言は終わりました。

続いて、1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村 隼議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 1 番議席、大村 隼です。

本日は、補助教材（副教材）の共有の可能性と、その課題についてと、おさよんを活かした地域活性化とブランド力の強化の取組についての 2 点を質問させていただきたいと思います。

1 点目は、こちらの席からさせていただき、2 点目の質問に関しては、所定の席からさせていただきます。

子育て世帯の応援、子供の応援をすると、そのために教育環境を整える。よりよくしたいという思いで 1 点目の質問をさせていただきます。

補助教材の共有の可能性と、その課題について、お伺いいたします。

現在、町内の小中学校では、補助教材の購入を保護者が負担する形になっています。「そもそも補助教材として購入する必要があるのか、共有するような形ができないのか」という話も聞きます。また、「いちいち名前を書くのが面倒（特にさんすうセット）」「児童の持ち帰りの手間が増える」「ちょっとしか使わないのにもったいない」などの意見も聞いております。

その中で、お伺いいたします。

1、補助教材購入・準備が児童・生徒、保護者にとって金銭的・時間的・肉体的負担となっているとの声がありますが、町はどのように認識しているでしょうか。

2 つ目、補助として、子育て支援・ふるさと振興券を配布することで、保護者の金銭的な負担を軽減していますが、実際の補助教材の費用に対しての補助割合などは、どの程度

になっているのでしょうか。また、その財源についても詳細をお伺いします。

3、補助教材を学校で保有し、共有する取組は、既に一部行われておりますが、それを拡大していく考えはありますか。

4、特に、さんすうセット・鍵盤ハーモニカの本体・絵具、筆やクレヨンなどの消耗品について、詳細にお伺いしたいと思います。

5、他自治体の学校で、補助教材の共有に成功している事例を、参考にされているのでしょうか。

6、教材を共有することで環境負荷を軽減できる可能性もありますが、町の教育方針との整合性等、お考えをお聞かせください。

7、補助教材のあり方を考えるにあたり、教育委員会や学校、保護者との協議をどのように行われているのでしょうか。どのようにしていくお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（千種和英君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

それでは、補助教材の共有の可能性と、その課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の補助教材購入・準備が児童生徒保護者にとって金銭的・時間的・肉体的負担となっているとの声がありますが、町はどのように認識していますかについてですが、佐用町内の各小中学校においては、平成27年3月に文部科学省から出された「学校における補助教材の適正な取扱いについて」の通知に基づき、「補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意」しながら、補助教材を適切に使用して教育活動を行っているところです。

議員がご指摘のとおり、各学校に確認したところ、保護者の中には、特に小学校への入学時に算数セット等の補助教材の準備に、時間的・肉体的に負担だという声の一部あることは把握しております。学校といたしましては、できる限り、保護者の負担を軽減し、時間的な余裕ができるよう、入学説明会を早い時期に開催して、補助教材の購入を早めるなどの対応をして、時間的な余裕ができるようにしております。

次に、2つ目の「補助として子育て支援ふるさと振興券を配布することで保護者の金銭的な負担を軽減していますが、実際の補助教材の費用に対しての補助割合はどの程度になっているのか。また、その財源についても詳細を」ということについてですが、町では、子育て支援施策として、幾つか実施していますが、ご質問の児童・生徒が学校で使用する補助教材の購入費用については、近隣自治体でない佐用町独自の取組として、町が設置した太陽光発電施設の収益金から1,600万円を財源として、小学生1万5,000円、中学生3万円の「子育て支援・ふるさと振興券」を、昨年実績で1,790万5,000円を配布しているところであります。

学校教育に係る実費負担として、各学校・学年・クラスで金額に多少の違いはありますが、学校徴収金として集金をしており、その大半が補助教材費であります。おおむね、佐用町立小中学校子育て支援助成である「子育て支援・ふるさと振興券」が補助教材購入費用相当額になるように学校内の調整と各学校間での差ができるだけないように指導をしております。

しかし、算数セット・鍵盤ハーモニカ・習字道具・裁縫道具・彫刻刀などの用品については、兄弟や知人などからの譲受分を使用するケースもあり、必要な方が必要な分だけ学

校で注文し、別途集金になっております。

続いて、3つ目の補助教材を学校で保有し共有する取組は既に行われていますが、それを拡大していく考えはありますかと、4つ目の特に算数セット、鍵盤ハーモニカの本体、絵具、筆やクレヨンなどの消耗品について、また、5つ目の他自治体の学校で、補助教材の共有に成功している事例を参考にされていますかについては、関連していますので、まとめてお答えします。

今後の児童生徒数の減少による影響や、学習指導要領の改訂に伴う学習内容の変更があった場合など、補助教材の使用頻度や必要性に応じて、補助教材を各学校で保有し共有することを検討していくことは考えております。ただ、学校間で各学年の人数の差も大きいことから、補助教材の共有を検討する際には、学校間で差が生じないように考慮した検討が必要だと考えております。

議員からご質問の算数セット、鍵盤ハーモニカの本体、絵具、筆やクレヨンなどの消耗品については、比較的、使用頻度が高いものですので、保護者負担で購入してもらっているのが現状です。

児童生徒が自分の持ち物を大切にする、自分で責任をもってきちんと保管をするということは、低学年の時から身につけていくことは、教育的な観点からも、とても大切なことであると考えております。保護者の方々にも、お子さんの補助教材の準備に関わっていただくことにより、学習内容等に関心を持ってもらいたいと考えてもおります。また、コロナ禍以降、児童生徒が使用する教材に関して、衛生面や安全面に対する意識の高まりもあり、その対策として、教材や教具を個人所有としている学校も多いのが現状であります。

個人所有とするものと、学校保管で共有するものを分けることで、共有化できるものが、今後もあるかもしれません。しかし、学校保管で共有するものが増えると、その教材や消耗品の管理やメンテナンスに関する業務が増えたり、共有する児童生徒への指導が増えたりすることへの影響などが考えられますので、そうした課題も解決していく必要があると考えております。

ちなみに、近隣の6自治体の教育委員会に、ご質問の補助教材の共有について、問い合わせをいたしましたが、共有されている事例はございませんでした。ただ、たつの市の中で、彫刻刀を1校だけ共有している事例はございました。今後、ほかの市町等で、参考になる事例や取組が行われているかについては、情報収集をした上で、検討を加えていきたいと考えております。

次に、6つ目の教材を共有することで環境負荷を軽減できる可能性もありますが、町教育方針との整合性などのお考えを聞かせくださいということについてですが、現在、改訂作業に入っている佐用町教育振興基本計画の中に、「教材を共有することで環境負荷を軽減する」という内容のものは含まれておりませんが、学校での環境教育の中で、児童生徒が自分自身の持ち物や学校にあるみんなで使うものについて関心を持ち、大切に使用していくという姿勢や態度を養うことは、環境保全につながっていきますので、大変重要なことであると認識しております。

最後、7つ目の補助教材のあり方を考えるにあたり、教育委員会や学校、保護者との協議をどのようにするお考えでしょうかについてですが、今後、学校においては各PTAの本部役員会や学級懇談会等、また、教育委員会においてはPTA連合会の会議等、保護者の方と話ができる機会をとらえて、補助教材について話題提供をして、意見交換ができればと考えております。

現在、佐用町においても、少子化が急速に進行し、子供や子育て家庭の環境が大きく変化しております。このような状況の中で、子育て世代を社会全体で支援することが喫緊の課題となっております。佐用町としては、独自に保護者の金銭的な負担軽減策として、佐

用町立小中学校子育て支援助成をはじめとして、自転車購入費補助金、小中学生校外学習支援、準要保護者等就学援助、学校給食費の半額助成、学校給食の地産地消質的向上事業、物価高騰による学校給食支援事業、学童保育事業の実施と保育料の軽減など、さまざまなことを実施しております。これらの施策は、町民の皆様の税金等を有効に活用し、子供たちの健全な成長を支えるための重要な取組です。今後も町民皆さんの理解を得ながら、持続的な支援ができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 回答いただき、ありがとうございます。

子育て世帯の応援、子供の応援、そのための教育環境をよりよくしていきたいなという思いで、この質問をさせていただいておりますけれども、続けて、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

1 つ目の質問に関してですけれども、1 つ目は、どのような声、保護者の声について、お伺いいたしました。経済的な負担を過重なものにならないようにしながら教育活動を、小学校の教育活動を充実させていくというか、継続させていくとか、そういうような答弁をいただいたと思っているんですけれども、今現状では、小学校の入学時に算数セット、この負担は聞いているというふうにお伺いできました。

入学説明会をできる限り早い時期にして、時間的に余裕をつくっていただいているというように言っていただきました。ああ、そういった部分も考えていただいております、ありがとうございます。その部分、そういったことも確認させていただきたかったので、この部分、まず初めに質問をさせていただきました。

2 つ目の補助としての子育て支援、ふるさと振興券の話につきましても、近隣自治体にはない、この太陽光発電事業での、それを財源として、1,600 万円を財源にして、それを実施しているということですね。それについても、全体の補助教材相当額になるようにというふうにお伺いできましたので、ありがとうございます。

それでは、3 つ目の部分に移っていききたいと思うんですけれども、補助教材を学校で保有し共有する取組について、失礼いたしました、3、4、5については、まとめて回答いただきました。補助教材を学校で保有し、共有する取組について、そして、算数セット・鍵盤ハーモニカ、絵の具や筆、クレヨンなどの消耗品について、そして他自治体、近隣6自治体についての回答をいただきました。ありがとうございます。

この中で、最初にも、ちょっと、出てきたと思うんですけれども、今回、幾つか、順番に今回上げさせていただいているもの、算数セットと鍵盤ハーモニカと絵具、絵画・クレヨンなどの消耗品ですね、そういった部分について、順にお伺いしていきたいと思います。

算数セットに関してですけれども、この算数セットのシール貼り、名前書き、これは、今は、多くの保護者の方がシール貼りで代替していると思うんですけれども、これについて、やっぱり、特に、3月ぐらいになると、SNS、今、X、旧 Twitter ですね、そういったものであるとか、ほかの Facebook などの SNS で、面倒くさい。時間がかかるということで、結構話題になります。毎年のように、これは話題になると思うんですが、やってみると、これは、されたことがある方もおられると思うんですけれども、僕も妻と一緒にさせていただきました。これ、大体、1 時間以上かかります。シール貼りだけで。そこも、やっぱり、大分、その部分の負担が大きいということで、この部分については不満があると

いうふうなものが、よく SNS でも話題になるわけなんですけれども、その中で、共有化を実施している自治体のほうに、お話を聞いてみました。

茨城県のつくば市と、東京都の北区の部分では、学校によるんですけれども、一部共有化が進んでいるということで、ここにお伺いをさせていただきました。どちらも各小学校を中心として行っているそうなんですけれども、つくば市では、今回、算数セットのお話させていただきますので、おはじき、時計、ブロック、1デシリットルます、数え棒、かたち、積み木ですね、計算カード、すごろく、こういったものが中にあるんですけれども、全部共有している小学校もあります。全部共有していない小学校もあるんですけれども、こういったものを、少しずつ各学校で話し合いながら、いろんな教育方針にそぐう、問題のない形で進めていっているというふうなことをお伺いしました。

その中で、保護者にアンケートを取ったわけでは、これつくば市の話ですけれども、保護者にアンケートを取ったわけではないんですけれども、基本的にいい声を聞いていると。そして、クレームについても、今、まだ、聞いてはいないということでした。

東京都北区の教育指導課の方に聞いた分なんですけれども、これも、北区については、一部の学校で進んでいる。これも各学校で別々に検討されたということで、結果として、学校にはよるんですけれども、先ほど言った中で、時計、計算カード、ブロックのみを購入していただく形になったというような学校もあるというふうだそうです。保護者に、アンケートを、これ取ったわけではないそうなんですけれども、その学校で聞く分には、いい声を聞いているというふうに聞いております。ということでした。

どちらの自治体も、算数セットに関しては、名前を書く手間、そして、このシール貼りの手間が大きかったことが、保護者の不満であったというふうに聞いているそうです。

その一部の共有化が進んでコストが削減された、そして、おはじき、計算棒など、たくさんシールを貼らないといけない部分が大幅減ったという点がよかったということだそうですね。

親としては、物が減ることなので、購入する部分が減ることです。ここに関しては、相当額を補助していただいておりますので、佐用町の特別な取組として、その点については、もう既に、ある意味で助かっている部分はあると思います。

ただ、現在、共働きの世帯も増えていて、子供が親と向かい合う時間が減っているのではないかなというような意見もあります。そのシール貼りの手間、その時間が減って、子供たちと向かい合う時間に割くことができるのではないかな。

それと同じように、持ち帰りの手間も減ります。

今の子供たちは、ただでさえ、タブレットの持ち帰りとかも増えていきますし、教科書も大型化して重量も重くなっています。ランドセルも私たちのB5の頃から、今はA4が主体となってきていて、大型化してきています。子供にとっても登下校の肉体的な負担という部分が安全にも寄与するかなと思う部分もありますので、いろんな各自治体の事例でも、教員の工夫が必要だったわけなんですけれども、いろいろお話を聞いても、そこまで、デメリットというようなものが感じられなかったんですけれども、この一部共有化という部分については、各学校に聞いていくというような、そういうような、各学校のあり方という部分はありますので、そういった部分、各学校に聞いていくというような、そういうような考えはないんでしょうか。お伺いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君）

浅野教育長。

教育長（浅野博之君） いろんな、補助教材だけじゃなしに、学校現場の意見については、その都度、いろんな課題が出てきた時には聞いております。

だから、今回についても、ある程度のことは、補助教材については聞いておりますし、例えば、持ち帰りが増えたりして重くなっている。確かに、教科書も大きくなったり、タブレットの持ち帰りなどもしておりますので、そういった持ち帰りを、できるだけ負担軽減をするためにも、毎日持ち帰らなくてもいいものは学校に置いておくとか、地図帳であるとか、そういうものは、そんなに毎日持ち帰らなくてもいいので、そういった工夫をしながら、子供たちの持ち帰りの負担軽減は、できるだけ軽減するようには、各学校で工夫しながらやっているというふうに聞いております。

それから、私としては、特に、子供の教育に関心を持ってほしい。あるいは、教育について、子供と、いろんな触れ合う機会をもっと、しっかり持ってほしいなというのが、根本にあります。だから、シール貼りや名前書きで、1時間以上かかるのは、私も経験して知っておりますので、大変だというのは、愚痴としては、よく聞きますけれど、じゃあ、ほんなら、それをなくしてくれという要望は、今のところ、私は、聞いておりませんし、逆に、例えば、そういった親が一生懸命頑張っている姿を子供に見せるなり、あるいは、子供と一緒にするなり、あるいは親が、これだけ頑張っているんやから、自分のものを大切にしなさいよというような会話をしていただくのが、一番教育のためにはいいんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

今、教育長のお考えをお伺いできて、よかったんですけども、今のよう、シール貼りを子供と一緒にする。そういうような部分もありますし、そういうのが子供の教育につながっていくという部分が、本当にあればいいなと願う部分が、僕にも本当にあります。

ただ、どうしても、今、共働きで、どうしても仕事が2人とも遅くまで仕事をされているという場合もあります。そうなってくると、なかなか、子供に単純に向かい合いたい、向かい合いたいという、そういう時間に割くという、そういう考え方も、また、1つあるとは思いますが。それ、一緒にできればいいんですけども、一緒にできない場合も、もちろんあると思いますので、ちょっと、そのあたり、いろんな声を、今後、聞きながら進めて行っていただければと思います。

もう1つは、環境の話もさせていただきましたので、その部分について、お伺いいたします。

算数セット、最後は捨てるとか、次へ譲っていくというようになると思います。

計算カード、僕の子供の部分を見ても、計算カードは、確かに、かなり使い込まれていて、そういうふうに使われている部分もあるんですけども、一部のパーツは、ほぼ新品のようなもので、ほとんど、活用されていないというようなものもあります。そのあたり、全部活用されているんだったらいいんですけども、やっぱり、差があると思うんですが、そのあたりについて、算数セットについて、ここは使われている、ここは使われていないというのが、もちろんあると思うので、それは、各教員の指導スタイルにもよるとは思うんですけども、そのあたりについては、やっぱり使われていないもの、特に使われないきれいなやつを、ただ捨てる。これプラスチックごみが多くなりますけれども、そういった部分を捨てるというのも、やっぱりエコではないという部分で、そこは、少し

ある種の親の精神的な負担になっている部分もあるのかなと思いますし、地球考えると資源の削減にもなりますし、行政としてもごみが減るといようなメリットがあると思いますので、ちょっと、そのあたりについて、利用の差、算数セットの中でも、これは、よく利用されている。これは、あまり利用されていないという、そういうようなものの選別みたいなもの、そういったものはされているのでしょうか。お伺いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 私も、算数セットを、私が担任して、その低学年なんか持ったことがないので、よく分かりませんが、低学年をよく持っておられる先生等にお聞きしたところ、やはり使用頻度は、ものによっては、ちょっと違うと。

計算カードなんか、言われるように、たくさん使っているように聞いておりますし、授業だけじゃなしに、子供たちは、休み時間にも、何か、やっぱり、そういうものを使ったり、あるいは、遊びで使ったり、そういったことをしながら覚えているような感じで、使用頻度の高いものはあるというふうには聞いております。

使用頻度の高いものについては、使い回しが、多分できないんじゃないかなと思いますけれど、まだ、使えるものについては、友達等に譲ったりというのがありますし、親同士で、例えば、算数セットだけでなしに、いろんなものを譲り受けるというのは聞いておりますので、そういった形で、親同士が連携を取りながらやっていただけると、環境にもいい話にはなるんじゃないかなというふうには思っておりますので、全部が全部、毎回、算数セットを全部買えというあれではなしに、譲受分で、ほか必要なものだけは買うように、は、確保しているというふうには聞いております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

まず、1つ目は算数セットについて、お伺いしました。

ちょっと、鍵盤ハーモニカの部分についてもお伺いしていきたいと思います。

鍵盤ハーモニカは本体と吹き口というんですかね、口と2つ分かれています。一部の自治体の例では、吹き口のみを購入して、鍵盤ハーモニカの本体は共有と、学校でしているという部分もあると思うんですけれども、そういった部分について、兵庫県とか、今回、近隣の6自治体というふうにお伺いしたんですけれども、6自治体では、その鍵盤ハーモニカについてもなかったというような認識でよろしいのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） はい、6自治体、たつの市、太子、赤穂、相生、宍粟、上郡、それらは、それも共有はないということでございます。

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

最初の教育長の答弁にあったように、衛生面、安全面の問題もありということだったので、その共有という部分については、なかなか、いろいろ難しい部分も鍵盤ハーモニカも、難しい部分も、もちろんあるとは思いますが。特に、口をつけたりしてする分ですから、特に、衛生的に嫌がる子供もいるかもしれませんし、そういった部分もあるとは思いますが、いろいろ保護者の意見を聞きながら、引き続き、保護者のみじゃないですけども、皆さんの意見を聞きながら、引き続き、教育を進めて行っていただければと思います。ありがとうございます。

今回、子育て世代の金銭的な負担、時間的な負担、精神的な負担ですね、そして、子供たちが持ち帰る備品の肉体的な負担、そして、その安全性、そういった部分もありまして、子育て世代の応援、子供の応援のため、そして、環境をよりよくしていきたいという思いで、今回、質問させていただきましたが、たくさん回答いただきました。

今後も、いろいろな取組を引き続き進めていくことをお願いいたしまして、この1点目の質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

おさよんを活かした地域活性化とブランド力の強化の取組について、お伺いいたします。

佐用町には、すばらしい農産品や多くの特産品があります。また、朝霧や飛龍の滝、キャンプ場といった観光名所も数多く存在します。これらのブランド力をさらに強化し、「佐用町」という名前そのもののブランド価値を高めることは、地域の活性化に直結します。

そんな佐用町には、「おさよん」という素敵な、ゆるキャラ、キャラクターがいます。

「おさよん」を活用し、その知名度を高め、佐用町のメインキャラクターとしてブランド力を向上させることで、町全体の地域活性化とブランド強化につなげていくことができると考えます。これはご当地ゆるキャラを活用した基本的な戦略になるかと思います。

そこで、「おさよん」の現状や活用の可能性について、以下の点をお伺いいたします。

1、現在、「おさよん」は、どのような場面で活用されていますか。また、年間でどの程度のイベントや活動に参加しているのか。「おさよん」を利用した商品の利用申請は年間でどの程度あるのか、お聞かせください。

2、「おさよん」の利用申請を増やすために、現在どのような取組を行っているのか、お教えください。

3、熊本県の「くまモン」には専門の「くまモン課」という課が設置され、一元管理を行っております。佐用町では、商工観光課が「おさよん」の管理を担っているのでしょうか。また、利用申請について、申請フォームを見ると、観光協会に出すというような仕組みになっておりますが、その経緯について、お教えください。

4、「おさよん」の著作権について確認させていただきます。著作権は、町が譲渡を受け保有しているのでしょうか。それとも利用許諾となっているのか。利用可能なポーズに制限があるなどの条件はあるのか、お伺いいたします。

5、広報活動についてお伺いします。「おさよん」を活用した SNS や動画を含むデジタル広報活動の現状はどのようになっていますか。また、職員の名刺に「おさよん」を印刷する取組なども行われているのか、お聞かせください。

6、「おさよん」を「スポークスパーソン」として活用していく考えはありますか。

7、町として、「おさよん」の活用が十分でないと感じている課題があるのであれば、その内容を教えていただけましたらと思います。

8、地元企業とのコラボレーションを通じて、「おさよん」を活用した商品開発やイベント開催を行った事例について、あればお教えてください。また、今後そのような取組を検討されているのでしょうか。

9番、観光資源や特産品をPRする取組において、「おさよん」を積極的に活用する計画はありますか。例えば、「佐用風土」とのコラボレーションなど、具体的な展開についてお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（千種和英君）

庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君）

それでは、大村議員からの「おさよん」を活用した地域活性化とブランド力の強化の取組についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町のイメージキャラクターとしての、おさよんが誕生した経緯というのを、少し申し上げさせていただきますが、平成22年度に佐用町観光協会において、観光PR効果を高めるため、町のよさや親しみを感じる観光イメージキャラクターの募集を行い、全国から212人、246作品の応募があり、佐用町観光イメージキャラクター選考委員会で審査した結果、当時、大阪市在住のイラストレーターの方で、「佐用町のきれいな星空をイメージしたスティックを手に持ち、頭はひまわり、体は棚田、マフラーは清流千種川、体全体で佐用町の魅力をアピールしている」作品が最優秀賞に選ばれ、「おさよん」として広く佐用町の観光イメージキャラクターとして、現在、活躍をしているところでございます。

それでは、1点目の現在、「おさよん」はどのような場面で活用されているのか。また、年間で、どの程度イベントや活動に参加しているのか。「おさよん」を利用した商品の利用申請は、年間どのくらいあるのかについて、お答えをさせていただきます。

「おさよん」の活用についてでございますが、観光協会主催の桜まつりやいなちくロングライドに出演しているほか、さようマラソンや町内行事への参加、県内の西播磨フロンティア祭や園田競馬、兵庫デスティネーションキャンペーンなどのイベントに、令和5年度実績で12件、町内6件、町外6件。令和6年度11月現在で17件の出演や参加がありました。

また、キャラクターの使用につきましては、商工会女性部でメモ帳や佐用町商店会で、がんばろう商店街お買い物キャンペーンのチラシ、兵庫県子ども会連合会で防災まちあるき募集チラシ等、令和5年度実績で6件の使用を許可いたしております。

次に、2点目の「おさよん」の利用申請を増やすために、現在、どのような取組を行っているのかについてでございますが、利用申請の届出があれば、その都度対応を行っておりますが、利用申請を増やすための取組としては、ホームページで使用要領について掲載をしているところでございます。

次に、3点目の熊本県の「くまモン」には専門の「くまモン課」が設置され、一元管理を行っています。佐用町では商工観光課が「おさよん」の管理を行っているのか。また、利用申請を観光協会に出す仕組みになっている経緯についてでございますが、先にもご説明をさせていただきましたが、平成22年度に佐用町観光協会において観光イメージキャラクターのデザインを募集しキャラクターの選考を行った経緯から同協会の事務局である商工観光課が窓口となり、観光協会に使用申請を出していただいているところでございます。

次に、4点目の「おさよん」の著作権は町が譲渡を受けて保有しているのか。それとも

利用許諾となっているのか。利用可能なポーズに制限などの条件があるのかについてでございますが、「おさよん」の著作権、使用权等一切の権利は町観光協会が譲渡を受けております。利用上の条件については、「おさよん」使用要領を定めており、定められた形状、色等の変更は認めておりませんが、いろいろなポーズでのデザインや背景が四季折々の桜やひまわり、いちょう、雪のバージョンもありますので、今まで、ワンパターンしか公表できておりませんでした。ほかのバージョンも、今後、ホームページでも公表をしていきたいというふうに考えております。

次に、5点目の広報活動「おさよん」を活用した SNS や動画を含むデジタル広報活動の現状はどのようになっているのか。また、職員の名刺に「おさよん」を印刷する取組なども行われているのかについてでございますが、SNS での観光情報の PR や姫路ケーブルテレビやサンテレビ等で、ひまわり祭りやいなちくロングライドの告知などの際には、「おさよん」も出演し広報活動を行っております。また、職員の名刺については、町が指定する名刺の標準的な様式といたしましては、「おさよん」デザインの名刺はございませんが、独自で「おさよん」を入れた名刺や名札を作成している職員もいますので、広く職員が使用できるように検討してまいります。

次に、6点目の「おさよん」をスポークスパーソンとして活用していく考えについてでございますが、大村議員がどの程度のスポークスパーソンとしての活用をイメージされているかは分かりませんが、スポークスパーソンとして、もっと広報できればおもしろいと考えられます。ただ、キャラクターのイメージ等もあり、いつでも発声するということとは難しいため、例えば、動画で広報する場合は、テロップを使用するなど、工夫しながら活用をできる範囲で検討してまいります。

次に、7点目の町として「おさよん」の活用が十分でないと感じる課題についてでございますが、各イベントにおいて出演する場合や他市町のイベントにも招待されて「おさよん」も参加しておりますが、「おさよん」を補助する人は最低2人必要で、各種イベントに参加するためには、スタッフの確保という課題もございます。また、その内容を撮影する人や編集し投稿する人材も不足しているため、SNS への動画配信等が弱い部分だというふうに感じております。

次に、8点目の地元企業とのコラボレーションを通じて「おさよん」を活用した商品開発やイベント開催を行った事例について教えてください。また、今後そのような取組を検討しているのかについてでございますが、地元企業とのコラボレーションといたしましては、ギフト用包装紙や草だんごの商品パッケージ、工事用看板などの事例がございます。また、イベントについては、企業ではございませんが久崎市や味わいの里三日月のリニューアルオープンイベントなど観光協会主催以外のイベントに「おさよん」が出演するなどの事例もございます。

また、今後の取組についても、特産品パッケージ等への活用や地域行事等にも積極的に出演するなどして観光の PR も図っていきたいというふうに考えております。

次に、9点目の観光資源や物産品を PR する取組において「おさよん」を積極的に活用する計画があるのか。例えば、佐用風土とのコラボレーションなど具体的な展開について、考えお聞かせくださいということについてでございますが、特に、計画というものはございませんが、以前にも「佐用もち大豆」が地理的表示（GI）に登録された際には、より一層の PR を図るため「佐用もち大豆」と GI マークを入れた新デザインを制作しており、今後も「佐用風土」だけではなく新たな加工品や特産品等にも活用していただけるように PR はしていきたいというふうに考えております。

以上、それぞれ項目がありましたので、長くなりましたけれども、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

町外へのアピールと知名度を上げていくことで、佐用町のブランド力を高めていくことができるのではないかと。そういう思いがあって、今回、質問をさせていただいております。

各 1 から 9、長い項目たくさんありましたけれども、回答いただきました。ありがとうございます。

その前に、経緯という部分をお伺いしましたけれども、その中で、少し、今回で言うと、3 番の質問ですね、利用申請を観光協会に出す仕組みになっているという経緯についても、それとつながりがありましたので、ちょっと、このあたりで、少しお伺いをしたいんですが、基本は、観光協会が主催したコンテストというか、そういったもので選ばれたというふうにお伺いしましたけれども、基本的には、これはあくまで、観光のキャラクターとして、最初はそうだったけれども、現状はそうではないとか、現状は、いろんな部分に使われているというような、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

当時は、観光協会が募集したというような形でございますので、当然、観光に対する PR を含めた形でしております。

そういった形で、このキャラにもありますように、非常に親しまれるキャラでもございますので、特に地域イベントなんかに参加しまして、子供から高齢者まで、そういった方にも、非常に喜んでいただいておりますので、幅広く、この「おさよん」の活用をしたいと考えております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

幅広く活用していきたいという部分を確認できたので、良かったです。ありがとうございます。

それでは、順番にしていきたいと思うんですけれども、1 の、その活用、現状をお伺いできました。

令和 5 年度 12 件、令和 6 年度 17 件、現状、出演があったということで、後は、申請、利用申請としては、令和 5 年度で 6 件というようなふうにお伺いできました。

利用申請の、より増やすための取組についてということですが、これについては、使用要領、キャラクターの使用要領をホームページで公開しているというふうにお伺いできました。ありがとうございます。

3 の「おさよん」の管理について、ちょっと、お伺いしたんですけれども、その部分に

ついても、観光協会との経緯とか、そういった部分についても、お答えいただきました。

現状は、商工観光課がされているというふうな認識で間違いないということで、最終、確認させてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

管理につきましては、観光協会の事務局である商工観光課のほうで管理をいたしております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

次に移ります。

「おさよん」の著作権関係についてですけれども、これはもう町が持っているというふうなことで確認できました。ありがとうございます。

これは、少し、心配していたのは、一部のポーズ、今回、ポーズの変更については、現在、認めてはいないというふうには言っておられましたけれども、今後は、ほかのバージョンなどは考えていきたいというふうにお伺いできましたので、ほかの自治体の事例では、一部のポーズしか許諾されていなくて、それによって、ほかのポーズを使ったというような裁判になった例があって、それによって、日本ですごく有名なゆるキャラだったんですけれども、ちょっと、その後、ググッと上がってきくまモンに遅れを取ってしまったというような話もありますので、ちょっと、どのような権利関係が、どのようになっているのかという点について、確認させていただきたかったもので、今回、確認できたということで、今後、町長の答弁にもありましたけれども、例えば、今は、最初の説明で、星空の星の杖を持っていて、頭にはひまわり、そして、マフラーは千種川の清流をイメージしているというキャラクターだったと思うんですけれども、今は、星の杖を持っているというような状況なんですけれども、これを地域によって、違う杖を持たせたらどうかというような話も、ちょっと、聞きました。

例えば、上月なら蛍の形の杖を持たせてみたり、三日月なら三日月の形と、江川なら、星を五芒星にするとか、そういったような話を、ちょっと、初め、違う杖を持たせたらいいんじゃないかという話を聞いた後に、こちらから聞いて、こんなんというような部分を、僕が、個人的に聞いた部分なんですけれども、いろんなバリエーションも考えられますし、それについても、基本的には、許諾できる。町が設定できるという部分についても、そのような認識でよろしいでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

先ほどの、町長の回答にもありましたけども、この間は、佐用もち大豆の PR をするために、新たに、佐用もち大豆ののぼり旗といったようなデザインの変更もしておりますので、そういった、今後、PR につながる何か、そういったご相談がございましたら、町に入りまして、一緒に相談を受けて、新たなデザインの変更というのは、当然、考えれるかなと思っておりますので、そういったところは、当然、費用のことも、デザインの変更の費用もかかりますので、そういったこと、ひっくるめて、ご相談はいただければ、検討していきたいなとは考えております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

確認させていただきました。

では、続きまして、5 と 6 の部分は少しつながっておりますので、ちょっと、僕のほうから一緒にお伺いさせていただきたいと思います。

現状の部分、5 は広報活動について、6 は「おさよん」スポークスパーソンとしてというふうにお伺いしたいんですけれども、SNS、サンテレビなどには出演して、広報活動を行っているというふうにお伺いできました。

その中で、デジタルへの活用という部分についても、デジタルメディアでの、さらなる活用という部分については、もう少しお願いしたいなという部分もあって、今回、お話をさせていただくんですけれども、佐用町森林ビジョンの動画では、「おさよん」しゃべっていたと思うんですけれども、ちょっと、その部分だけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 森林ビジョンの啓発動画ということで、親しみやすい印象をお持ちいただけるように、町長とも「おさよん」が対談するというシーンなどもつくらせていただきました。

その時に、声の問題もあったので、観光協会の方とも相談させていただいた結果なんです、声を出させていただいたということで、映像のほうに使わせていただきました。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ゆるキャラ、今までは、話さないのが多かったと思うんですけれども、くまモンも、今、話します。昔からある有名なキャラクター、ドラえもんもそうですけれども、ガチャピン、ムック、そういったものもしゃべります。

これ話す部分というのは、ここにある種スポークスパーソンとして、最近は、もう皆さん、皆さんというか、昔からもそうだと思うんですけれども、このキャラクターというも

のが認められてきているんじゃないかというふうな部分もあって、質問させていただきました。

いろんな、特に、町外に向けての広報活動に関して、「おさよん」にしゃべってもらって、それで、いろいろ進めていくというのが、今後は、進めて行ってもいいんじゃないのかなというふうに思っています。これは、「おさよん」という見た目は、ずっと変わりません。50年たっても、100年たっても、そのままですけれども、中の声の人、ガチャピンもそうですし、ガチャピンはそうじゃないのかな、ごめんなさい。ドラえもんもそうですけれども、変わって行きます。これ変わっていても、やっぱりキャラクターの魅力は、ずっと続いていくわけですので、やっぱり、そのずっと続いていく、このスポークスパーソン、スポークスキャラクターと言うんですかね、キャラクターのほうがいいかもしれませんが、そういった部分もあるので、ちょっと、声を、話しているという部分については、僕は、すごくよかったなど、これは個人的にも思っています。

そういった部分が、今後、最近、ありますけれども、Vチューバーとか、Vライバー、いわゆる、そういう配信という部分ですけれども、そういった活動ないしは、今回の万博の話でもデジタル万博、メタバースでの万博なんていう話も、ちょっと、ありましたが、そういったメタバースでの活動なんかも、また、可能になっていくかなというふうに思います。

そういった、いわゆるモデル、2Dモデル、二次元の平面モデルでもいいですけれども、三次元モデルでも、立体モデル。これメタバースとかだと立体モデルになるとは思うんですが、そういったものを、今後、つくって行って、今度、さらに活用して行っていくのもいいのかなというふうに思うんですけれども、これは権利的に言うと、これは佐用町が持っているということなので、可能だとは思いますが、そういった部分について、デジタルの活用について、何か、お考えがありましたら、お伺いさせていただきたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

先程のスポークスパーソンの関係なんでございますけれども、大村議員が言われるように、「おさよん」のキャラで観光のPRをするというのは、非常におもしろい考えだというのは、私、思っております。

ただ、ちょっと、どうしても入る中の、しゃべる人ですね、その人が、どうしても継続的にできるかどうか。また、そういったPRがうまくできるかどうか、そのあたりは、非常に課題だというふうなことを考えております。

当然、「おさよん」が映像に出ながら、例えば、テロップで紹介するとか、そういった形のPRというふうなところは、今後もできるのではないかなという形で、そういった形で、できる範囲で考えていきたいなということは思っております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

議員、申し訳ない。発言の前ですけども、残り時間が2分となりますので、発言は手短によりしくお願いします。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

回答いただきまして、ありがとうございます。

デジタルメディアでの活用というのが、費用的にも少なく、継続的にも効果も見込めることですので、今後は、さらなる活用をお願いしたいと思います。

では、最後の特産品の部分なんですけれども、いろんなものとの組合せというか、そういった部分というものが、1つ佐用町のブランド力を高めるために、いいものなのかなと思います。

あるコンサルタント、地域おこしのコンサルタントの方は、ブランドイコール知名度ですから、数が重要だということを、はっきりおっしゃられました。

佐用風土のものでもいいんですけれども、その「おさよん」のシールが各農産物に貼ってある。それだけで、ああ、これは佐用町のものなんだというふうなものを感じたり、町外に、もちろん売られる農産品もありますので、そういった部分での活用というのも、すごく大切なのかなと思うんですけれども、そういう、例えば、貼るシール、そういった部分を農業振興として無料で配るといようなことは、農業振興で考えられないでしょうか。お伺いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） もちろん、考えることもできようかとは思いますが。

ただ、特産品は佐用風土というロゴを中心に、今、シールのほうを配布して、ロゴの統一化というところで図っております。

一方で、今もう既に、直売所なんかには、「おさよん」のキャラクターも、所々にポスターの一部であったりということで、掲載もさせていただいておりますので、お客様に親しんでいただけたり、啓発がしやすくなるような、そういうことで検討してまいりたいというふうには思います。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。「おさよん」を利用して、いろんなところでの露出を増やし、町外へのアピール、そして、知名度を上げていくこと、それによって、佐用町のブランド力を高めていく、それを町民の満足へとつなげていくために、今後とも活用をよろしく願いまして、以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1

時 30 分とします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 01 時 30 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、現行保険証の存続と来年度平和行政の取組の 2 点について、町当局の見解を伺います。

まず、初めに、現行保険証の存続をについて、伺います。

政府は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」を推進し、現行保険証の新規発行を 12 月 2 日停止するとして、停止されました。

そもそも、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の登録や利用は任意です。

町民からは、「マイナンバーカードはつくったけれど、なくなったら大変だからしまっていて使っていない」「5 年後に、また、更新しないと使えなくなるのは知らなかった。今の健康保険証を、これからも使えるようにしてほしい」という声を聞いております。

そこで伺います。

健康保険証と、ほぼ同じ内容が記載されている「資格確認書」は、申請なしで届けられることになったということですが、法令上、マイナ保険証を持っていない人に限定されているということです。実態はどうか伺います。

マイナ保険証を持っている方で、5 年の有効期限が切れた場合、更新が必要です。その周知は、どうなっていますか。

高齢者施設に入居されている場合、「健康保険証」は預かるが、「マイナ保険証」は預かれないというケースもあると聞きます。実態はどうなっていますか。

マイナ保険証の登録を解除し、「資格確認書」での対応が必要な場合も考えられる。対応はどうなっているのか伺います。

総選挙後の国会では、保険証延期・存続の動きがあります。政府の方針に多くの住民は困っている実態があると、私は思っています。「保険証を廃止するな」という声を町は国に届けるべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 庵逄町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードにかかる問題で、現行保険証の存続をということについて、お答えをさせていただきます、

まず、1 点目の健康保険証とほぼ同じ内容が記載されている資格確認書は、申請なしで届けることになったということだが、法令上マイナ保険証を持っていない人に限定されて

いるということだが、実態はどうかということではありますが、健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカードが、マイナ保険証ですが、議員ご指摘のとおり、資格確認書につきましては、マイナ保険証を持っていない方に、申請なしで交付することとなっております。

マイナ保険証を持っている方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者、高齢者とか、障がい者等ということですが、要配慮者には、申請によって、資格確認書を交付いたします。また、これらの方につきましては、資格確認書の更新時には申請不要となります。

また、病気による身体の変化などにより、顔認証つきカードリーダーをうまく使えなくなった場合にも、申請によって資格確認書を交付いたします。

資格確認書の交付申請は、現行の健康保険証と同様に、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能でございます。

次に、2点目のマイナ保険証を持っている方で、5年の有効期限が切れた場合、更新が必要だ。そのことについての周知については、お答えをいたしますが、マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日、また、未成年者は5回目の誕生日までで、電子証明書の有効期限は、年齢を問わず、発行日から5回目の誕生日までに設定をされております。

マイナンバーカードの券面か、マイナポータルでご確認していただくことができます。

更新手続きの周知については、カードの交付時にも、丁寧にご説明をさせていただいておりますが、マイナンバーカード・電子証明書の更新については、有効期限の3か月前に「有効期限通知書（電子証明書の更新手続きのご案内）」が国からご自宅に郵送されます。

有効期限通知書に、更新手続きのご案内パンフレットが同封しており、マイナンバーカードと電子証明書の両方の更新、または、どちらか一方の更新なのが記載されております。

このことで、更新時期がわかり、有効期限の3か月前から更新の手続きができるわけがあります。

また、病院やコンビニ交付で使用された際に、「有効期限が近付いています。更新の手続きをしてください」とか、「電子証明書の有効期限が切れています」などのメッセージが出るようであれば、住民課や各支所の窓口にご来庁いただき、手続きをしていただければ更新することができます。

どうしても、平日にはお越しになれない方に対して、マイナンバーカードに係る事務手続きを行うために、現在は、毎月1回、日曜開庁を行っており、町公式ホームページや広報さよう、防災行政無線、町公式ラインで、お知らせをしておりますので、ぜひ、そういう方は、ご利用をいただきたいと思います。

万が一、有効期限の誕生日が過ぎた場合でも、窓口にお越しいただければ、電子証明書を新たに発行することができます。

更新の手続きは、原則、ご本人が来庁していただいておりますが、ご本人が暗証番号を分かっている、封書に入っている説明書をよくお読みいただき、代理人に委任されれば、代理人による更新手続きを行うこともできます。

なお、電子証明書の有効期限が切れた後も、3か月を経過するまでは、マイナ保険証として医療機関等の窓口において、引き続き利用することが可能となっており、有効期限が切れたからといってすぐに10割負担になるということはありません。

有効期限が切れてしまった後も更新されなかった場合は、3か月を経過するタイミングで、申請をされなくても資格確認書が郵送されることとなります。

いずれにしても、有効期限通知書がご自宅に届きましたら、更新の手続きをしていただきますように、お願いいたします。

3 点目の高齢者施設に入居されている場合、健康保険証は預かるが、マイナ保険証は預かれないというケースもあると聞くが、実態はどうですかということですが、まず、初めに、マイナンバーカードは、ご本人での管理が基本ですが、福祉施設などでは、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することが可能となっております。ただし、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが求められております。

ご質問の実態についてでございますが、町内の入所や泊りができる介護保険施設 11 か所に確認しましたところ、現在の健康保険証の管理については、施設管理が 5 か所、家族管理が 5 か所、保険証の原本もしくは、コピーを施設で保管されているところが 1 か所でございます。

マイナ保険証に切り替わったのちの管理については、家族管理が 4 か所、入所時に家族と相談が 1 か所、検討中が 4 か所、未定が 2 か所という回答でございました。

4 点目のマイナ保険証の登録を解除し、資格確認書での対応が必要な場合も考えられる。対応はどうなっているかということにつきましては、利用登録の解除を希望される方は、加入する医療保険者等に申請することとなっておりますので、佐用町国保に加入されている方は、役場で手続きをしていただくこととなります。

解除申請を受け付けた各医療保険者等は、申請された方が有効な健康保険証を持っていない場合には、その申請者に対して、資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーに解除希望者の情報を登録します。

登録された情報はオンライン資格確認等システムへ連携され、医療保険者等向け中間サーバーへの登録の翌月末に、申請者の健康保険証利用登録が解除されるわけであります。

なお、健康保険証の利用登録が解除された後も、マイナポータルや医療機関などに設置されております顔認証付きのカードリーダーで、再度、利用登録の手続を行うことは可能でございます。

最後に、5 点目の「保険証を廃止するな」という声を町は国に届けるべきではないかということにつきましては、国では、令和 6 年 12 月 2 日をもって、紙の健康保険証が廃止された後でも、マイナ保険証を取得していない方に資格確認書を交付し、従来どおりの自己負担割合で保険診療を受診できるということにしております。

町が保険者である国民健康保険の運営に関しては、今後、国・県から示される詳細な運用手順に基づいて、適正な運用を図るとともに、被保険者の方々に対してきめ細かな周知を行い、円滑に移行できるように努めてまいりたいと考えておりますので、現在、町といたしましては、健康保険証廃止に対して、国への要望をするようなことは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 基本的なところなんですけれど、マイナンバーカードは、2016 年から始まりまして、その後、政府は、取得が低迷しているということで、ポイントをつけて、そして、最後というか、最終的にはマイナ保険証、今の健康保険証と一本化ということで、いわゆるマイナンバーカードを全員に持たせる方向で国の財を投じてきています。

そこで伺いたいのは、マイナンバー法では任意となっています。市町村長は申請により

個人番号、マイナンバーカードを交付しなければならないという規定ですけど、この任意なんですけれど、この件については、認識としては、そのとおりだと思っていますが、改めて、任意であるということについて、町長の見解を、改めて伺います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ご質問の趣旨が何を問われているのか、私には、あまり分からないんですけども、国が任意であるということを言われているので、行政としては、町行政としては、任意であるということを前提に、いろんな事務を行っているだけのことです。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、ありがとうございます。確認させていただきました。

で、現行の保険証を廃止することで、いわゆるマイナ保険証でなければ、病院とかにかかれないう雰囲気が出されてきました。そういうことが不安になって、慌ててというか、マイナ保険証、マイナンバーカードを取得するという方の声も聞きました。

まあ、言わば、国挙げて、半強制的なことをやられたということですし、また、病院や薬局でマイナ保険証を提示してくださいという声かけがされたり、今回じゃなくて、次には、じゃあ、持って来てくださいねというような声かけをされたという具体的な声も聞きました。

そういう事例もありますので、本来、現場で、そういったことが言われるということ自体問題だと、私、思います。

マイナンバー保険証なんですけれど、オンラインで資格確認が不具合が多いというふうに聞くんですけど、そういったことは、町のほうには声として、聞かれておりますか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） はい、議長。

あと後ほど課長のほうから現場の実態というのは答弁させていただきますけれども、私は、平岡議員、非常に問題にされておりますけれども、要するに、これは1つの手段、その制度上のカードだとか、資格書というものの取扱いの話なんですけれども、私たちが一番大事なのは、保険診療が、ちゃんと適切に受けれるかどうかということでもあります。

ですから、そのマイナンバーカードであったとしても、マイナ保険証であったとしても、資格証明書であったとしても、国としても、非常に複雑なことになっているということを、私は、印象を受けております。

先ほど、確認されましたけれども、マイナンバーカードの交付というのは、これは任意だと、持たなくてもいいんだということなんですけれども、本来、国としては、マイナンバーカードそのものは、全国民に、もう既に交付しているわけです。ですから、そのまま、

カードとして交付すれば、私は、それで何も大きな問題じゃないと思うんですけども、それを強制的に、カードを交付しているから、それが、何か、そういう強制的なことが駄目なんだというふうに、思われているように聞こえるんですけども、マイナンバーそのものは交付されているということの前提の中で考えれば、別にカードが交付、そのまま、ナンバーと一緒に交付されても、あと手続きは、それを使っていろんなことができるということで、そういう利用、活用の中で、最終的に必要な、いろんな医療サービス、保険サービス、そういうものが受けれるということで、それほど大きな問題にするべきことではないということが、私の思い、印象です。

あと、現在の、そういう国の方針の中で、各医療機関、そういうところで、どういうトラブルが起きているのか、それは、それ運用上の問題だと思いますけれども、その点については、現在の状況、健康福祉課長のほうから答えさせていただきます。

住民課長か、これは。間違えました。これは住民課長の担当だそうです。住民課長から答弁させていただきます。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えさせていただきます。

医療機関とか薬局等において、機器の不具合とかがあったというような情報が住民課のほうに届いているかということですが、特段、そういった情報は、こちらのほうには届いてございません。

で、万が一、不具合があった場合には、これまでの有効期限が有効な健康保険証、それとか、マイナンバーカードと、マイナポータルの画面をあわせて提示することで、保険診療が受けられるというふうにはなっております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 資格確認書の交付、自動的にマイナ保険証を持っていない人については、自動的に発行されるという、今、仕組みなんですけれど、そういう方と、それから、多くの方がマイナ保険証を持っておられる。そういう方にさび分けをして、資格確認書は全員ではなく持っていない人だけに発行するという、そういうことになっているというふうに思いますが、いわゆる現場で、その選別作業というのが必要になるかと思いますが、この間、お聞きしたら、そういうシステムもできているんだというふうには聞いたんですけど、そういう作業が事務的なことで、役場が負担が多くなったとか、そういうことにはならないのか、伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

マイナ保険証を持っておられるかどうかというのは、国民健康保険の被保険者を管理し

ておりますシステムにおいて、確認することができるようになってございます。

職員の事務が、どの程度増えたかということに関しましては、当然、増えはしておりますけれども、事務に支障を来すというようなことはございません。これまでどおり、粛々と着実に事務を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） マイナ保険証を持っているとか、持っていないとか、さび分けをせずに、資格確認書、いろいろな場合、不具合が出た場合、窓口とかで不具合が出た場合は、そういう資格確認書とか、もう 1 つありましたね。マイナ保険証を持っているというので、必要になる。そういう申請書も発行しなければいけないとか、そういう複雑というか、現行の保険証があれば、そういったことは必要でない作業を自治体に政府はさせているわけですが、そういうことをなくすためには、マイナ保険証を利用する人もしない人も全員に資格確認書を交付するようにしたら一番簡単ではないかというふうな意見を持っています。そのことについてどうかということを、まず、お伺いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

私ども町の職員といたしましては、国からの制度に基づいて事務を進めさせていただくということに尽きるかと思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あと、マイナ保険証ですが、持っている人でも、登録解除、このたび解除したいんだということを思われる人については、10 月 28 日から、その解除ができるということだそうです。それは、もう具体的に周知はされているのでしょうか。

申請しないとできないわけですから、そのへん伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

マイナ保険証の解除につきましては、町公式ホームページのほうで、マイナンバーカード、マイナ保険証のところで記載させていただいております。

そこから、直接、国のほうのホームページにもつながるようにしてございます。以上でございます。

すみません。実績につきましては、今のところ、佐用町で 1 件解除の申請がございまし

た。

佐用町で申請をお受けしているのは国保の分でございますので、1件ということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町民の 75 歳以上の方は国保ではなくて、後期高齢者医療保険というか、そういうふうな仕組み、保険が違うわけですが、そこは答えられるかどうかも含めてですが、町の責任分野からどうなのかという点がありますけれど、後期高齢者医療に入っておられる 75 歳以上の関係者については、いわゆるマイナ保険証を持っているが、いまいが、資格確認書を全員に交付されたのか、されるというふうな情報を聞いたんですけど、具体的には、そのへんはどうなっているのか伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、町のほうで窓口になって、事務も行っております。

先ほど、お尋ねの資格確認書の交付についてですが、これにつきましては、12 月 2 日以降、新しい被保険者証を発行しないということになっておりますので、その後に、新たに 75 歳になられた方とか、県外から転入された方、そういった方につきましては、全て資格確認書のほうを同時に発行するというようにしてございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 今の、ちょっと、答弁で、もう一度確認したいんですけど、75 歳に今年なるとか、新たに、保険証を廃止した以降に、その年齢に達した人については、確認書は出すけれども、それ以上の年代の人については、申請がなければ、マイナ保険証を持っている人の場合ですが、資格確認書は発行されないということなんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

被保険者証に代わるものということで、資格確認書を発行することになりますので、来年の 7 月 31 日までは、75 歳以上の方は、被保険者証を、既に、現在、お持ちですので、有効期限が 7 月 31 日まで被保険者証をお持ちですので、その方には、来年の更新の時にどうなるかということは、まだ、県のほうから決定事項は受けておりませんが、その時に全て発行するのか、マイナ保険証をお持ちでない方になるのか、そのへんは、また、今後の話になってこようかと思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私どもも含めてですけど、いろいろ、この役場の役所の人たちは、毎日、事務をしているから、そんなに苦痛じゃないんでしょうけど、いわゆる申請することとか、絶対必要なことにあっても、そういう事務的なことが、ものすごく煩雑というか、しんどいというか、だんだん年重ねることによって、余計に、そういう複雑なことを課すというのは、何か非情なことだなと思うんですね。

そういうことをしなくても、ちゃんと、マイナ保険証を自動的に、忘れている人もあるだろうし、いろんなことがあっても、ちゃんと、特に、後期高齢者医療に関わる方々については、発行できる方向で、まだ、決まっていないということですので、ぜひ意見として、そんな煩雑なことをしなくてもいいように、全員に交付できるようにする方向で働きかけをしてもらいたいと思いますが、そのへんは、決まっていないことだから、こちらから意見を言えば、そういうふうな事態にもなるんじゃないかと、いいように理解するんですが、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

マイナ保険証をお持ちでない方には、おそらく資格確認書は申請なしに交付されると思います。

マイナ保険証をお持ちの方につきましては、資格情報のお知らせというものが、申請なしに交付されることになってございますので、いずれかが届くことになると思っております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 申請しなくても、お医者さんに行った時に、窓口で、今までどおり紙のペーパーじゃなくって、資格確認書で同じように医療が受けられるという、このシステムを、申請や持っているから、新たに、資格情報のお知らせが来るからって、資格情報のお知らせというのは、何か、A4の1枚もので、大事なものだという認識がなくて紛失されたりする可能性もあるし、ちょっと、なんせ、その複雑なことを、どんどん、どんどんされるということについては、ちょっと、意見も上げていってほしいと思います。

政府が、マイナ保険証を、こんなふうに複雑にしてやっていくという、そのもとには、言われているのは、医療や健診、介護など、いわゆる個人情報を一括化して、管理して、そして、その情報を行政であるとか、企業に対して利活用させようという、そういう思いがあるんだという指摘があります。そういうことで、必死なんだなということを、こういう質問をする中で勉強させていただきました。

マイナ保険証については、以上で質問を終わります。

2つ目の質問です。

来年度、平和行政の取組について、伺います。

防衛、外交は国の専管事務事項といって、「戦争する国づくり」が進められています。被爆 80 年、戦後 80 年の節目の年です。佐用町の平和行政の取組について伺います。

地方自治体、佐用町は、地域住民の安全、平和、福祉を守る責任を果たすことが求められているところです。そこで伺います。

これまでも、お聞きしてきたところですが、政府が、高校・大学卒業年齢にあたる 18 歳と 22 歳の個人情報の提供を各自治体に要請。住民基本台帳を閲覧、書き写していたが、本人の承諾もなく電子データを提供する事態に発展しているということが全国的にあります。佐用町の実態はどうなっていますか、伺います。

②つ目に、自治体が住民基本台帳を使って、本人の同意なしに情報を提供することは、基本的人権の侵害にあたる。国に対し、プライバシー保護の観点から個人情報提供撤回の要請を行うべきではないかと、私は思いますが、いかがでしょうか。

③つ目に、5 月 3 日、憲法記念日。8 月 6 日、広島の日。8 月 9 日、長崎の日など、記念日で町独自の講座・講演などの企画を予定してはいかがでしょうか。

④つ目に、原爆展、被爆体験・戦争体験を聞く会などを開いて、それを記録に残していく事業を行ってはどうでしょうか。

昨日、今日も新聞に大きく出ていましたけれども、原水爆被爆者団体協議会、被団協がノーベル平和賞を授与されました。その点も含めて、町長の平和の関係にして、見解を伺いたいと思います。

議長（千種和英君）

庵迓町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君）

それでは、平岡議員からの来年度に向けた平和行政の取組について、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目のご質問でございます佐用町での電子データの提供実態についてでございますが、町の対応としては、令和 5 年 6 月議会において、これは、児玉議員からのご質問にも、お答えをさせていただいた内容と変更はございません。従来より、電子データでの提供は行っておらず、法律で定められた住民基本台帳の写しの閲覧により、対応をいただいております。

具体的には、住民課において、住民基本台帳の一部の写しを画面上で閲覧をしていただき、その場で、担当者の方に書き写しをしていただいております。

②点目の個人情報提供撤回の要請についてということですが、先ほども申し上げましたとおり、町では情報の提供は行っていないことから、町として特別に撤回を求めるような予定はございません。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、国会においても法的に拒否することのできないものと答弁がなされております。当町といたしましては、今後も住民基本台帳法その他の法令に則り、適切に対応してまいりたいと考えております。

③点目の記念日で町独自の講座・講演などの企画を予定してはどうかということでございますが、町では、戦後 10 年単位の節目の年に佐用郡遺族会との共催により、戦没者追悼式を実施してまいりました。

ご質問にもありましたとおり、来年、令和 7 年は、先の大戦が終結した戦後 80 年という節目の年に当たりますので、8 月 15 日の終戦記念日に近い、8 月 16 日、土曜日に戦没者の慰霊祭、改めて、戦没者に対しまして、ご冥福を祈り、平和を祈る戦没者慰霊祭を実施

すべく、準備を進めておりますので、また、ご案内をさせていただきますけれども、議員の皆さんにかれましても、ご出席をいただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

④点目の原爆展や被爆・戦争体験を聞く会などを開き、それを記録に残していく事業を行ってはどうかということでございますが、そのような取組は、戦後 80 年を契機に、広島や長崎などの被爆地において、特に積極的に行われるのではないかとというふうに予想されます。町内にも長崎への修学旅行を行っている中学校もありますし、様々な平和に関する学習にも取り組んでおります。町として、改めて特別な取組を行うという予定はございませんが、このような従来からの取組や各種メディアで報道される内容等を、一人一人が関心を持って受け止め、戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて見つめ直す、そうした節目の年、機会にしていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） お答えいただいた中の自衛隊からの要請を受けて、関係する年齢の 18 歳、22 歳の個人情報の提供については、従来と変わらないということのご回答だったかと思えます。

電子データを提供するということまではしてないんだということなんですけれど、名簿の提供の根拠なんですけれども、国会で拒否できない。法令に則って、法令があるから拒否できないんだというような国会答弁があるから、佐用町は、そういう対応をしているんだということなんですけれども、その法的根拠のことについて、疑義があるということで、裁判に提訴されるような事態も奈良、あるいは神戸で起きています。関係する、その青年が訴えているんですけれども、その法的な根拠についてなんですけれど、政府がいうとおり、根拠なんですけれども、自衛隊法の 102 条の資料の提供について言われていると思うんですが、そうでしょうか。その点、ちょっと、確認したいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、お答えいたします。

それは、自衛隊法の法ではなくて、住民基本台帳の法を適用して閲覧をしていただいているということでございます。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ありがとうございます。

そういうことでしたら、理解できます。はい。

どの程度、協力されているのかということが、時間的なこともあって、疑義が出ているようなことに対して、根拠としていることについては、問題だなと思いましたので、その点を確認したかったわけです。

町長の答弁の中では、平和行政について、従来、やられていることについて、変わったことはしないんだと、ただ、終戦記念日の8月15日の終戦記念日の翌日に戦没慰霊祭をしていくということを、来年度は考えているんだという回答だったんですけども、具体的に提案させていただいた原爆展であるとか、あるいは、戦争体験を聞く会、そういったものについて、住民、草の根の、いろいろな佐用町民の中でも、具体的に取組をされたり、また、近隣でも自治体で、それも自主的な取組ですけども、やられています。

今回の先ほど紹介した被団協の受賞は、いわゆる草の根からの運動で国を動かしていくというようなことで、残念ですけど、政府は未だに、核の傘の下で平和が保たれるんだという立場から脱していません。ですので、そこらへんの一番基本的なところで、私は、昨日の受賞のテレビなんか見たり、あとテレビの後、新聞でも読みましたけれども、そういうのを受けて、町長自身は、どのように考えておられるのか、ちょっと、今一度、その見解、非核平和宣言を、今年しましたけれど、佐用町として、そういうことをやったんですけども、町長としては、そのへんは、どのように考えておられるのか、住民の方もね宣言はしたけど、別に具体的に、まあ、広報には載りましたけれど、取組が見えないので、ぜひその本音のところを聞かせてもらいたいので、聞いていただけませんかという要望を受けておりますので、ぜひ、改めて、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） このたび、被団協がノーベル賞を受賞されたということ、これは、本当に、被団協の運動をされてきた方々、これは、私たちが想像もできないような、実際、自分たちが原爆の、あの投下され、非常に悲惨な体験を通して、そうした原爆の恐ろしさ、そして、原爆をなくしていかなければならないという思い、こういうことを、本当に草の根の運動として、80年間、被団協がつくられてから80年ないですけどもね、80年の、そういう体験の中から生まれて来た運動だということで、その方たちの、そういう思いが、世界の平和を願う気持ちとして、思いとして、この世界、ノーベル賞として受賞され、世界に、また、発信されたということ、非常にこれは、私たちにとっても、被団協の皆さん方の、これまでの御苦勞に対して、心からの敬意とお祝いを申し上げなければならないというふうに思っております。

少なくとも、そういう中で、原爆だけではなくって、先の、いわゆる第二次世界大戦、太平洋戦争と言われる、この戦争は、それこそ日本の歴史上、最も悲惨な大きな出来事であり、原爆で亡くなられた方のみならず、本当に多くの方が、ああして都市が爆撃をされ、また、戦地では多くの若い兵士の皆さんが、それこそ、想像を絶するような中で亡くなられていったと。こういう体験をした中で、その反省に基づき、この後、戦後、今の平和な世の中が、日本がつくられてきたと。だから、そういう皆さん方に対して、改めて、私たちは、そういう亡くなられた方へのご冥福をお祈りし、また、平和への祈りを、みんなで平和を祈る、そういうことが、今の今回、戦没者の、私は慰霊祭の意味だというふうに思っておりますので、特に、今年は、80年という大きな節目です。遺族の方も、戦没者の遺族の方も、本当に高齢になって、ほとんど、直接のご遺族というのは少なくなりました。

だから、そういう機会に、佐用町の中でも、平岡議員も一緒だと、同じだと思うんです

けれども、一緒になって、そういう平和運動とかで、そういう草の根の運動もされてきたんだと思っておりますので、そういう中で、例えば、今、平岡議員が提案されるような過去展、原爆の写真展、そういうことを、自分たちで、平岡議員も含めてされるのであれば、これは、当然、その場所の提供とか、そういうことはさせていただきますよ。

ただ、それは、今、言われた、自分も、平岡議員も言われたように、草の根の中で、行政が強制的にやるものじゃなくって、そういう思いを、皆さんの思いとして、実際に、行動として起こされるということの中から生まれてこないと、私は、意味がないと思います。

それは、やっていただける。そういう 8 月 16 日に、今、慰霊祭を予定しておりますから、その会場の一角なり、どこかでも、そういうことをしたいという申出があれば、それは、協力をさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 草の根の運動ということでは、折り鶴を広島に持って行く運動であるとか、あるいは核兵器の平和行進ですけれども、そういうことについては、これは、町長も、それから、議会も、いろいろ協力していただいておりますので、やっぱり、忘れないために、具体的に、目に見える形であったり、体験できるような、そういう場を提供していく、積極的につくっていくということで、次の世代にも、そういう絶対に戦争はしたらあかんのやということが分かるような形で残していけるような、そういう取組に発展できるように、私も努力しますが、行政としても前向きな対応をしていただきたいと思います。ということを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
続いて、3 番、幸田勝治議員の発言を許可します。幸田勝治議員。

〔3 番 幸田勝治君 登壇〕

3 番（幸田勝治君） 3 番議席、幸田勝治でございます。よろしくお願いします。

一般質問通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

介護者の介護疲れを避ける対策。

人生 100 年時代と言われ出した今、老老介護が増え続けていて、厚生労働省の調査によりますと、2022 年、老老介護の割合は 64%にもなっています。老老介護は、身体面、精神面の負担が大きく共倒れしてしまうケースも出ています。

介護疲れが原因で、2019 年から 2022 年に 50 件の殺人事件が確認されています。

その例ですが、2021 年広島で 72 歳の夫が 80 歳の妻に、7 年間の脳梗塞介護の末、「今日、死ぬかい？」と聞いたら、「いいよ」と言う妻。マフラーで首を絞める。おしどり夫婦が承諾殺人。3 年の懲役 5 年の執行猶予判決。裁判で被告は、「簡単に介護の援助を受けられる、世の中になったらいいなと思います」と言ったそうです。その人も、もう去年、亡くなりました。

2022 年神奈川で 81 歳夫が脳梗塞で左半身不随の妻を体が続く限り一人で介護する決意をされていましたが、40 年間介護の末、79 歳の妻を港に連れていき「いやだ」と言う妻を車椅子ごと海に突き落とされています。3 年の実刑判決。

近くでは、2021 年 12 月に上郡町でも 49 歳息子が 88 歳の介護していた母親の首をナイ

フで刺して死なしています。要因として、介護者の介護疲れ、ストレス、精神状態の不安定、体調不良等が考えられます。そこで伺います。

要介護の人数、そのうち居宅介護と施設入所の内訳。

老老介護、超老老介護の割合。

町内の介護保険サービス事業者の種類や件数、具体的なサービス内容。

介護者、ケアマネジャーからの相談とか苦情はありますか。

介護者、介護する人の介護疲れを避けるための対策についての見解。

以上、伺います。

後の質問に関しては、指定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、幸田議員からの介護者の介護疲れを避ける対策ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、新聞やテレビなどの報道で、老々介護や介護疲れが原因となる悲しい事件について目にすることが増えてまいりました。少子高齢化が進み、また、家族の形態として核家族世帯が増えているのも、その要因の1つかもしれません。

それでは、まず、1点目の要介護の人数、そのうち居宅介護と施設入所の内訳についてでございますが、佐用町における要支援または要介護の人数は、令和5年度末で1,542人。内訳といたしましては、要支援1及び要支援2が461人、要介護1から5の方が1,081人となっております。また、介護サービスを利用しながら自宅で生活を送るための居宅介護サービスは、地域密着型サービスを含め1か月平均でおよそ1,172人が利用し、施設介護サービスは1か月平均でおよそ339人が利用されております。

次に、2点目の老老介護、超老老介護の割合ということについてでございますが、令和2年の国勢調査結果によりますと、佐用町における全世帯数6,881世帯のうち、65歳以上夫婦のみの世帯が1,133世帯と全体の16.5%となっております。ここに65歳以上一人暮らし世帯1,010世帯を加えますと合計で2,143世帯となり、全体の31.1%を占める割合となっております。老老介護、また、超老老介護の割合までは把握はできておりませんが、要支援・要介護の認定者数1,542人は65歳以上人口のおよそ4人に1人が認定を受けていることとなり、佐用町においても老老介護の割合は高い実態として感じております。

続きまして、3点目の町内の介護保険サービス事業者の種類や件数、具体的なサービス内容について、お答えをさせていただきます。

初めに、自宅での生活を支える居宅サービス関連で、ホームヘルパーの派遣を行う訪問介護事業所が4か所、看護師等が訪問し病気などに応じた看護を行う訪問看護事業所が3か所、自宅のお風呂に入るのが困難な方に専用の簡易浴槽を持参して入浴のサポートを行う訪問入浴介護事業所が1か所、訪問リハビリテーション事業所が2か所、デイサービスを行う通所介護事業所が7か所、通所リハビリテーション事業所が7か所、通院が困難な要介護者の居宅に医師が訪問し療養上の管理・指導を行う居宅療養管理指導事業所が4か所、車椅子や手すりなど日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与事業所が1か所、特別養護老人ホームの短期入所生活介護事業所が4か所、介護老人保健施設の短期入所療養介護事業所が2か所、このように、いろんな種類のたくさんの施設があり、いろいろなサービスを提供しております。

次に、施設サービス関連で、入所してサービス提供を受ける特別養護老人ホームが4か

所、介護老人保健施設が2か所、介護医療院が1か所ございます。

佐用町指定による身近な日常生活圏域でのサービスを提供する地域密着型サービス関連で、定期巡回などを行う事業所が1か所、地域密着型通所介護施設が3か所、認知症対応型通所介護施設が1か所、認知症対応型共同生活グループホームが1か所、施設サービス計画に基づき介護を行う介護老人福祉施設入所者生活介護施設が1か所、小規模多機能型居宅介護施設が5か所ございます。

このように町内には、多くの介護サービス事業者がございしますが、同じ法人内で複数の事業を実施されている場合がございますので、詳細につきましては、高年介護課が作成しております「介護保険利用のしおり」というものの中に、かなり整理して掲載をしておりますので、これをご覧いただきたいと思います。

4点目の介護者、ケアマネジャーからの相談とか苦情があるかについてでございますが、町の地域包括支援センターは、佐用町における高齢者施策の中心となる組織として、不安を抱えたり支援を希望する高齢者本人やその介護者からの相談、ケアマネジャー等からは介護サービスや対応方法についてなどの介護保険に関する相談だけでなく、高齢者本人をとりまく様々な要因が絡み合った困難な事例についての相談もあり、これの対応に当たっております。特に困難事例の場合は、役場関係課、関係機関と連携を取って、高齢者本人や介護者が少しでも安心して生活できるような支援を行っております。

最後に5点目の介護者の介護疲れを避けるための対策についてでございますが、佐用町には、先に申し上げたような自宅での生活を支える居宅サービスや地域密着型サービスなどの各種介護サービスが、たくさんございます。また、介護施設に短期間入所できるショートステイなど、ご本人や介護者にあったサービスを有効に利用していただくことが介護疲れの軽減につながるのではないかと考えております。ほかにも家族介護者交流事業や家族介護教室、認知症家族の会など、介護者同士の交流を深める事業も実施しております。

また、佐用町では独自事業として、日常生活において寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする65歳以上の高齢者を在宅で介護しておられる介護者に対しまして月額1万円の手当を支給し、経済的負担の軽減にも取り組んでおります。1人で介護の悩みを抱え込まず、地域包括支援センターにご相談を、まず、していただけたらと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

ちょっと、1点、令和7年度には、もう団塊の世代が75歳以上になるわけですけども、それで、その今の要介護の人数が6,600…、老人が6,600人おられて、介護する人が1,542人ということでなんですけれども、これから、ちょっと、推移的なものは、何か分かりますでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えします。

佐用町は高齢者人口は、もう減少にかかっております。

ただ、要介護、要支援の人数は、今の 1,500 幾らか、この人数ぐらいで、今後、しばらくは推移するものと考えております。以上です。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） これからも、そういうふうには、その要介護は、今の 1,500 人から 1,600 人の間ぐらいで推移していくということで、それに、結局、介護する人が必要なんですけども、介護する人の人材は、これからも大丈夫なような状況なんではないでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） おっしゃるとおり、今後は、若い人が少なくなりますので、介護、支える人が少なくなることが、ちょっと、不安視されているところです。

ただ、このあたりは、佐用町でも資格を取るための補助事業を行っていきましたり、できるだけ連携を取って、本当に介護が必要な人に、その人材が当たり、介護が比較的軽度な人は地域で支え合う、こういったことを、佐用では、今後、推進していきたいと考えております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵辻町長。

町長（庵辻典章君） 少し、まあ、こういう、非常に一人一人の皆さんにとっても、今日、この一般質問を家庭で聞かれています方にとっても、自分の本当に身近な、自分のこととして、やっぱり関心を持って聞いておられる方も多いと思うんですけども、そういう中で、やはり、今後の、今、幸田議員が最初にご質問ありました、今後のそうした介護者、要介護、要支援、そういう人数ですね。そして、それが介護が、ちゃんと、きちっと、皆さん、これからも受けれるかどうか。これは、介護人材の問題。このことが一番大きな課題なんですけれども、やはり、佐用町も絶対人口は減っております。

先ほど、課長のほうは、当面、大体、今の介護認定、1,500 人ぐらいの前後で推移していくだろうという答弁をしておりますけれども、これは、本当に、まだ、ここ数年の話で、これからは、絶対に人数が減っていきますから、そうした介護する割合、高齢者人口というのは、まだ、高齢者率というのは上がっていても、実際の人数は、人口は減っていくわけですから、今、佐用町内に、先ほど、ずっと、いろいろと申し上げました、いろんな介護サービス施設があります。

特に、デイサービスでありますとか、身近な、小規模多機能だとか、こういう施設なんかは、既に、もう利用者が減ってきて、その施設の運営そのものが、なかなか厳しい状況に、それぞれのサービス施設が、そういう状況に、既になってきております。

例えば、私ども、公的な機関として、社会福祉協議会がデイサービス事業を、これは、

社会福祉協議会の1つの大きな柱となる、運営の柱となる事業なんですけれども、3か所で、そうしたデイサービス事業を実施しておりますけれども、やはり定員が、今、20人ぐらいのところ、実際の報告を聞きますと、その日になって、休んだり、いろいろと、当然、体の都合で来られない方もあるんですけれども、平均していくと、13人とか14人ぐらいの実際の通所人数ぐらいになってきていると。こうなると、もう、社会福祉協議会がやっているところだけ見ても、これは赤字です。

だから、そのほかに、こうした、いろんな、医療と介護が一緒になったような形で、たくさんの1つの施設が、いろいろなサービスも提供されているんですけれども、どこの利用所においても、そのサービスのその内容にもよりますが、だんだんと、この施設そのものは、いわば過剰になってきている。施設そのものがね。そういう時代になってきているという、これはある意味では、佐用町の中においては、他のほかの自治体と比べて、こういう施設が、非常に、今まで充実してきたということの、1つの裏返しになるんですけれども、まだまだ、都市部等におきましては、介護者の人口が、これから、どんどん増えていく時代で、非常に施設が足りない。なかなか入所できない。特に、特養とか、そういうところの待ちが、何か月も待たないといけないとか、そういう状況が、当然、まだまだ続くんでしょうけども、今、佐用町内なんかにおきましては、その方の生活の状況を見て、本当に必要な、緊急な場合には、それぞれ、ちゃんと、そういう施設のサービスが提供できるように、何とか調整できるような、今、既に、そういう状況になってきておりますので、それによって、一番、ここの幸田議員が心配される介護する方の、介護者の本当に負担、ストレス、疲れ、こういうものが少しでも軽減できる。それは、これまで、長年にわたって、それぞれの関係者の皆さんが努力してきた、佐用町において、そういう施設が充実してきたということがあるわけなんですけれども、ただ、これから、そうした施設も、全て経営面で、運営面で非常に難しくなってくると、その一方で、介護を実際に行っていたくヘルパーとか、介護要員、そういう職員ですね、人材の面では、これは、なかなか確保していくのは、今の段階では、非常に大変、これも難しいということはあると思いますけれども、このへんのバランスがうまく取ればいいんですけれども、このへんの状況を、しっかりと見ながら、町としても、一番、今、こういう時代の中で、皆さんが、安心して、そうした老後を、生活ができるように、これは行政としても、十分、いろんな事業者と連携し、協力しながら、取り組んでいきたい。そういうふうに思っております。

少し長くなりましたけれども、皆さんに、ひとつお伝えをさせていただきたいと思えます。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） 今、利用者との連携とか、意見を分かったんですけども、それで、それぞれの介護施設に、それぞれケアマネジャーさんが、どっこもおられるんです。

僕とも、そのケアマネジャーさん使って、今回だったら、佐用で看護する人が見当たらんかったから、上郡のほうから行きますということで、今、上郡のほうから来てもらいようなんですけれども、そういった方、佐用郡内で、ケアマネジャー同士の連携で、人材の確保というようなことは考えられますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えいたします。

ケアマネジャーというのは、プランを立てるのが業務で、ケアマネジャーは、連携、いろいろ取りながら、各事業所に、全部連携を取りながら、いろいろたくさんの事業所がある中から、最適なところから人を呼んだりとか、通所通ったりとか、プランを組みますので、全体の中で、ケアマネジャーは考えていますので、今、考えておられるのが、一番適切だったと思われます。以上です。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） この介護者の介護疲れを避けるための対策、町長からいい答弁もらったんですけども、ちょっと、1 点、お聞きます。

この第 9 期介護保険事業計画で、佐用町の、その介護保険運営協議会というのがありまして、それが、江見副町長が会長で、社協の会長が副会長で、佐用町の介護保険の運営協議会をされているんですけども、そのメンバーなんですけども、その中で、一般の人で含まれておるといったら、1 号被保険者、65 歳以上の人ですね。それと、2 号被保険者、40 から 64 歳の人、それが一般の人からだけ選ばれているんですけども、そういった中に、介護されている人、もしくは、実際に、今、介護している人をメンバーにとかいうような考えはどうでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

実際に、介護をされている方というのが、被保険者代表の方も、介護を実際されている方がおられる場合もあります。

被保険者代表というのは、介護をされている方も含めてのことです。

それと、あと、それぞれ専門の分野から出られていますので、それぞれの立場の医療関係者であったり、それぞれケアマネジャーであったり、いろんな事業所があるんですけども、その代表の方が出てきて、いろんな立場からの見解をまとめ上げたものが、この介護保険事業計画となっております。以上です。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） 今のメンバーの中に、実際に介護している人が入って、意見を聴取できたらいいんですけども、もし、入っていなかったら、そういったことも検討願ったらと思って、言わせてもらいました。

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） 以上もちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 幸田勝治君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 3 時 5 分とします。

午後 0 2 時 4 8 分 休憩

午後 0 3 時 0 5 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

本日は、2 つの質問をさせていただきます。

ユーカリ植栽に関する情報公開について問う。もう 1 つは、介護・認知症への理解と地域からの支援をさらに得るために行政が取り組むべきことということ、2 つを質問させていただきます。

1 点目です。ユーカリ植栽に関する情報公開について問う。

利神小学校跡の利活用を東京の金融会社 JIA、ジャパンインベストメントアドバイザーに委託することから始まったユーカリ植栽は、将来的に何に使うのか。なぜ、在来種の早生樹では駄目なのか。3 者の協定が終了時に大きく育ったユーカリは一体誰がどう処分するのか。また、森林再生と言いながら農地にも植えるのか。などなど、分らないままに、その植栽地を広げようとしています。

以下の幾つかの点について、町長、担当課の見解をお聞かせください。

まず、1 つ、植林の状況を役場ホームページで公開する方針であったが、されていないのは方針を変えたのか。

2 点目、ユーカリ植栽を見学する際に誓約書、添付のものが必要になったのは、なぜなのか。

3 点目、3 者の協定書の不備について何度も指摘しているが、その補強するものを 2 者間で結んだり、今後、結ぶ予定は。

4 点目、利神小学校跡の利活用の 4 事業について、議会で説明を受けたが、ユーカリ以外の事業の進捗と今後の予定について、事業者から説明はあったのか。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） それでは、今議会、一般質問最後になります廣利議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、ユーカリ植栽に関する情報公開についてということでございますが、まず、前段のご発言にございます問いに関しましては、これまでに何度も説明をさせていただいてきたとおりでございますので、そのことも含めて、改めてお答えさせていただきます。

まず、早生樹のユーカリが成木とした際の用途につきましては、主に、バイオマス発電用材やパルプ用材としての活用を図ってまいることは、既に、お伝えをしているとおりでございます。さらに、今後の様々な実証実験の結果によっては、建築用材としての利用やコアラのエサとしての出荷、ユーカリオイルやアロマなど、様々な可能性もございますので、東京農工大学の指導を得て、研究してまいりたいと考えております。

また、在来種の早生樹では駄目なのかにつきましては、決して、在来の樹木がこれらの用途に活用ができないわけではありませんが、やはり、ユーカリと比べて、収穫までの期間や栽培管理の容易さ、また、出材の効率性などを総合的に勘案して、経済的に優位である可能性が高いユーカリの有効性を確認した上で、経済性の高い新たな林業システムによって、持続可能な、森林の再生を実現していきたいというふうに考えていますことは、かねてより、このことも何度もお伝えをしてきているとおりでございます。

また、三者による協定が終了時に、いったい誰がどう処分するのかということですが、三者による協定は、産官学のそれぞれの役割の中で佐用町の森林の再生に取り組むことを確認するものであり、三者による植林は、実証研究で実施している、現在、実証しております 15 アール以外では行っておりません。本格的な造林については、分収造林契約により施業を行ってまいりますので、今後、造林者が伐採し、出荷します。「処分」との表現の真意が不明ではございますが、木材を活用するために造林をしていくものでございます。

次に、農地にも植えるのかということにつきましては、現行の農地法では、農地に植林することはできません。現行法規に基づき、農地を転用して植林をしようとするれば、事務的にも時間的にも現実的なものではございませんので、現時点では、直ちに農地に植林することは考えておりません。しかし、今後、法改正があり、容易に農地にも植林できることとなれば、これは当然、検討をしてまいります。

それでは、1 点目のご質問の植林の状況を役場ホームページで公開する方針であったが、されていないのは方針が変えられたのかということについて、お答えさせていただきますが、佐用町の森林ビジョンの策定を機に、令和 3 年に SNS で「森だより佐用」というアカウントで森林行政について発信をしており、ユーカリを植栽した昨年（2021 年）の 5 月以来、ユーカリ植栽に関する情報発信を行ってまいりましたが、この記事に対して批判する書き込みが多くて、さらに、町と西播磨の環境・景観を考える会とのやり取りのネットニュースなどにおいて、誹謗中傷的な書き込みが多くなり、担当職員が疲弊する事態となりました。これらの件に係る情報発信によって、情報が錯乱し、炎上する恐れが高いために、現在は、情報発信を見合わせております。もちろん、町民の皆様には、現状をお知らせさせていただきたく、町ホームページへも掲載したいところではございますが、ソーシャルハラスメントから職員を守る観点からも、掲載を見合わせているところでございます。このことは、ご理解をいただきますように、お願いをいたします。

なお、先日、廣利議員も同行された植栽現場の視察に対応させていただいたように、情報をお知りになりたい場合は、個別に担当課にお問い合わせいただければ、可能な範囲で、顔の見える形で対応をさせていただいておりますし、せっかく、植栽現場をご案内させて

いただきましたので、ユーカリ植栽反対の立場からも、現状をお知らせいただければというふうに思います。その際には、知的財産の保護を十分に考慮いただきますように、お願いいたします。

次に、2点目のユーカリ植栽を見学する際に誓約書が必要になったのはなぜかということに対して、お答えをさせていただきます。

これは、お聞きになる前にお察ししていただいているとは思いますが、先般の6月議会における廣利議員からの一般質問において、樹種名という知的財産を保護するため、樹種名を発言されないようお願いしたにも関わらず、樹種名を発言された経緯がございました。この試験植栽の樹種は知的財産であり、大学側は著しく憤慨しておられます。産官学で協定を締結して進めている研究内容については、その研究に関わる関係者の全てが相互に協力し、その財産を保護する義務がございます。一方で、町民の皆さんへは、できるだけ情報提供させていただきたいと考えておりますが、約束を守っていただけない方に、研究内容をお知らせするわけにはまいりません。口頭での依頼に対して遵守していただけなかった反省を踏まえ、知的財産の保護と、研究者等に損害を発生させた場合の賠償まで、お約束いただける方のみ、公開をさせていただきますので、その担保として、書面をいただくことといたしました。もちろん、このことを誓約いただけない方には、当然、情報公開はいたしかねますことを申し添えさせていただきます。

次に、3点目の三者の協定書を補強するものを二者間で結んだり、今後、結ぶ予定はというご質問にお答えをさせていただきます。

これまで、何度もお伝えをしておりますとおり、造林に関しては、土地所有者と造林者との間で分収造林契約を締結をいたします。既に、佐用坂の町有林と皆田地内の民有林では契約を締結し、植栽を行っており、今後も同様の手法により、造林を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目の利神小学校のユーカリ以外の事業の進捗と今後の予定について、事業者からの説明があったのかということについて、お答えをさせていただきます。

現時点では、ユーカリをはじめとする早生樹による新たな林業の実現に向けた実証実験を最優先に取り組んでいただいているところであり、この延長線上に林業後継者の育成のための取組の実現を目指しておられます。当初の計画では、シェアオフィスや電力事業など、幅広い事業展開も計画をされておりましたが、当面は、メインである林業関係事業での校舎の活用を最優先に行い、林業以外の事業については、時代や環境の変化に対応しながら、地域に受け入れていただける事業を慎重に検討しているというふうに聞いております。

まずは、メインである林業事業の成功を期待し、その後、さらに学校跡地の有効活用を図っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）

今、町長の答弁で、初めて分かったんですけれども、ホームページで公開の件については、過去、去年、それ以前、全員協議会、それから、昨年3月、あるいは、今年も、そのホームページで公開をすると、それは更新をするという話を聞いておりまして、先ほど、町長の答弁にありました、ソーシャルハラスメントがあったと、職員が被害に遭っているということについては、議会の中でも、そういう発言は初めてお聞

きましたので、それは、それで、そういう職員が、本当に、そういう被害に遭っている
ようだと、それは対策考えないといけないというふうに思うんですけども、しかし、そ
うであるなら、昨年、一昨年から、私が聞いたところ、3回、ホームページ更新をすると、
ホームページに載せるという話であったんですけど、そこで、やっぱり、そういう話を
すべきではないのかな。

更新のことを、私は聞いて、更新をするという話だったので、一言、その今の話を聞い
ていれば、また、方法を、ちょっと、考えられたかなというふうに思うんですけど、いか
がですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 確かに、これまで、ホームページ等でお知らせしたいというこ
とは、申し上げておりました。

我々のほうも試験植栽しておる苗木は、どんどんと成長していておりますし、その状
況を報告させていただきたいと思う一方で、やはり、そのこれまで、SNS等で掲載させて
いただいた記事に対して、本当に、心の傷む内容の書き込みを多数お寄せいただいております、また、民放さんとかのテレビの放送も含めた内容、ネットニュース等の書き込みも、
逐次、我々も確認のほうをさせていただいておりますし、町のホームページのほうに、
直接、ご意見いただくことも多数ございました。

それらの対応を、メインで、丁寧に、これまでしてきたつもりではございます。

そのような中で、ここでは、新たに、また、さらに、火種を広げるということは、控えた
ほうがいいかなという、私の判断もございますし、やはり、そういった職員も、かなり疲
弊いたしております。本当に、耐えられないような言葉というの、多数寄せられており
ますので、そういったことから、今、見合わせておるという内容でございます。

ただ、町長の答弁でもありましたとおり、やはり、この状況は、特に、町民の皆様には、
ご覧いただきたいということもございますので、今後、試験植栽していく場所については、
できれば、普段、皆さんが、目の届くような場所というところに、規模は分かりませんけ
ども、植栽していくのも、1つの方法かなということも、ひとつ考えておまして、まだ、
結論ではございません。どういう情報発信をしようかということで、思案しておる状況で
ございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今、町長、それから、課長のほうから答弁がありましたように、い
わゆるソーシャルハラスメントというような形の書き込み等があるということ。それにつ
いては、やっぱり、本意ではありませんので、そのことについては。

で、多くの町民の皆さんは、森林再生ということについては、このユーカリの問題云々
だけではなくって、森林再生ということについては、大いに関心があるところですので、
だから、今日、初めて、その話をお聞きしましたので、次の、そのユーカリ植栽を見学す
るところを、どういう形で、実際に、足を運べればいいんだけども、そういうふう
に、行けない方もある。関心がある。森林再生のことについて、大いに関心がある。その

方たちに、要するに、先ほどの答弁のことがあって、更新していないということですけど、今、対策を、ちょっと、お考えのようなんですけども、そこを、ちょっと、これはユーカリのことについて、賛成、反対、どちらの方も関心があるというふうに思いますので、これは、今、考えておられるということなんですけど、じゃあ、ホームページじゃなくて、何か方法を考える。めどとして、どんな感じでお考えなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした、本当に、今の環境問題を、皆さん、非常に関心も持っておられますし、これに対する対策の中で、森林の再生ということ、これも本当に、環境問題としても大きく、町民の皆さんも関心を持っていただいていると思います。

そうした多くの方が関心を持っていただいている、こういう事業だからこそ、やはり発信するほうは、科学的根拠に基づいた、正しい、情報を発信していただかないと、それが、全く、科学的根拠に基づかない、本当に、ユーカリそのものが、全く何か害のある、そして、大きな災害を起こしたり、火事を起こしたり、全く、私どもの科学的な観点からすれば、間違った情報を持って、それを流布する。それによって、皆さんは、非常に心配をして、そして、そうしたネット上でも、そのことで、批判をする。誹謗中傷をする。これでは、本当に必要な正しい事業というのはできないわけです。

ですから、これは、今までも、廣利議員にもお願いしておりますけれどもね、やはり、賛成、反対は、それぞれの考え方です。

しかし、少なくとも、しっかりと、科学的根拠を示した上で、多くの皆さんが正しい判断ができるような、それは、お互いに、これは、情報を発信していく。伝えていくと。このことには努めていただきたい。そのことをもって、しっかりと、議論をし、皆さんからの多くの意見もいただき、こちらからも、また、情報も発信していきたい、そういうふうに思っておりますので、この点については、改めて、よろしくお願いいたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） ちょっと、待ってくださいね。
すみません、いいですか。井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） それでは、私のほうから状況をお知らせするための方法といたしますか、植栽、どういった方法で、皆さんにお知らせしようかなという中で、先ほど、申し上げましたとおり、普段、町民の皆さんが気軽に目にするような場所に植栽をさせていただいたり、それが、例えば、道路沿いであつたり、公園とか、そういったところからご覧いただけるような場所というところも含めて、検討してまいりたいと。

今は、全く具体策はございませんけども、できれば、そういったことを取り組みたいというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 実際に、足を運べない方もあるし、関心を、いろんな考えをお持ちですけど、関心は、鹿に食べられないのかとか、寒さに弱くないのか、そういうお考えを持ちながら、やっぱり、生育状況については、関心をお持ちですので、その皆さんが、去年の春植えたユーカリがどんなふうになっている。それで、そんなことが見れる。足を運ばなくても見れるというふうな形を、何か、考えて行けたらなというふうに思います。

で、町長が、今、科学的にという話でしたけれども、勉強会で、ずっとやってきた中で、町長が言われるように、何かあおるようなことをしているつもりはありませんし、できるだけ、やっぱり科学的にという形は、心得ているつもりですけれども、なお一層、その点については、注意をしていきたいというふうに思います。

それで、ユーカリ植栽を見学する際に、誓約書が必要になったということですが、損害賠償云々ということが書かれていたりするわけですが、要するに、言ってはいけない樹種名を、私が6月議会で言ったということですが、そもそも、これは役場が発表した樹種名を、私は、そのまま、その樹種名を取り上げただけの話ですよ。

だから、損害賠償そのものは、東京農工大、JIA が損害賠償と言われるのなら、役場こそ、それは、損害賠償の対象ではないんですか。それは。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この議論も過去にさせていただいた内容でございますので、詳細までは、ここで、私のほうからは、あえて発言する必要はないかなとは思っておりますが、損害を賠償請求をされているわけではございません。今時点で。

ただ、やはり、それだけの知的財産ということになりますので、十分に留意していただきたい。

で、文面をよくご覧いただくと、ご理解いただけているとは思いますが、万が一、損害を与えた場合には、賠償もしますよと、それだけの知的財産というものを、慎重に保護しますよというふうにご誓約をいただきたいという内容にしておるつもりでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、これ、文面、議員の皆さんには、コピーが行っております。役場の皆さんにも行っていると思うんですが、総務課長、これは、この文面は、これは、有効な文書ですか。これは。この文書、誓約書というのは、要するに、法的には、これ問題ないんですか。この誓約書ということについては。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

これにつきましては、農林振興課長のほうが、今までの経緯を踏まえて、つくられたことだと思います。

これについて、法的に有効かどうかというのは、私も、それは分かりません。

ただ、そういうふうに、対応策として、補完するための方法としてつくったということです。ですので、それは、必要なことだというふうには考えております。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういうふうな、知的財産、ユーカリなんだから、そんなこと、あんまり知的財産なんていう必要性もないじゃないかと、誰もが普通、思うんですよね。私も、当初は、そう思いました。

ただ、やはり、私も先般、オーストラリアに、ちょっと行かせていただいて、森林を見学してきました。

オーストラリアのユーカリというのは、大体、オーストラリアの国内に、大体 400 種ぐらいあるそうです。やっぱり、その土地、同じユーカリと言っても、本当に、種類が多いし、また、気候や、それこそ、その土質、地質、いろんなところで、いろんな、やっぱりユーカリというのが、どんどん、どんどん種類を増やしてきているんですよね。

だから、そういう中から、本当に、例えば、佐用町に本当に適したユーカリ、佐用町の気候、土質、自然のもので、本当にユーカリが力を発揮して、早生樹として、早く成長して、また、それが、（聴取不能）、用材として活用できる。それだけの品種というのは、どれでも植えたからできるものではない。やっぱり、研究をしないと、してみないと分からないというところが、やっぱり、本当に、ここ特にユーカリにはあるようです。

ですから、そういう研究を、当然、これには人とお金と、いろんな面で、いろんな経費もかけながら研究として、研究者は研究しているわけであります。それに対して、研究費を提供したり、負担したりして、そこから得られた知見というものを、今後の事業に展開をしていこうということなので、それが、どこにでも、誰にでも、最終的には、どんどん広げていったらいいと思うんですけども、やはり、今の段階では、しっかりと、まだ、研究段階ですから、そういう保護をしていかなければならない。これは知的財産だというふうに言われる。それで、私は、納得しました。

ですから、その点を、こういう文書でいただくとか、そういう堅苦しい関係の中じゃなくって、お互いに尊重をしていって、本当に、今後の山林の再生に、本当に、みんなが協力していく、そういう取組をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 知的財産の件については、当初は、それほど重大視していなかったけれども、途中から、こういう形で、知的財産で樹種名を、要するに、例えば、議会も含

めて、発言するなということでした。

それで、今、この誓約書の件について、先ほど、ちょっと、お聞きした時に、私が、問題にしたいのは、形式はこれで、要するに、担当課長が、よく知っているから、そういうことで、こういう誓約書のようなものを用意したんだという、課長の答弁ですけども、要するに、形式が、これ、この形式で、宛先も何もなしの形式で、これ、こんな誓約書ってありますかという話をしたいんですね。

だから、せめて、これ損害賠償を請求するとかいうことが書いてあるんだったら、誰に、役場に支払うのか、あるいは、東京農工大なのか、そんなことは、やっぱりないと、これ、形式的には、全然これ有効ではないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この誓約書を書いていただく時にも、そのご意見はいただいたと思います。

ただ、そこまでシビアに、ここに一筆書いてあるんで、これに基づいて、損害賠償を請求しますとかというのではなくって、知的財産を保護しますよということを、誓っていただく、それを、我々、ご案内する立場の者からすると、それを担保にご案内しようとしているものであって、この署名を盾に取って、損害賠償を請求しようとは思ってはございません。

それと、相手方に関しましては、この早生樹を研究している、廣利議員が、よくおっしゃる、その三者の協定とおっしゃいますけども、その三者以外に、関係者はありません。ですので、その三者のうちのいずれかに対して、特に、研究者である東京農工大学がメインにはなってはまいります、大学の先生に現場をご案内をお願いするわけにもいきませんので、我々が代理で現地までご案内をしております。

それを、我々の責任で知的財産が流出するということは、当然、我々にも責任が迫ってまいりますので、そういったことがないように、何も隠したくって言っているわけじゃない。ご覧いただきたいがために、約束をしてくださいねということで、お願いしておるものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 科学的という話が出ましたので、そしたら、科学的に、この樹種名を上げながら、その知的財産のところありますけど、上げながら、去年の3月、私、議会でも聞きましたけども、毒素の含有量とかいう話を質問した時に、これ樹種によって違うと。それで、今、大学から聞いているのは、それぞれ樹種ごとの毒素ではないと。5品種の、5つの樹種の平均値を聞いているということでした。

そうではなくて、やはり、今、植えている、今は14種ですかね、そこまで増えてきますので、樹種名を、どういうふうに明らかにするかというところがありますけども、そういうことを、毒素のことも含めて、明らかにすることからすると、今の樹種名が知的財産ということだけで見れない。知れない。しゃべってはいけないということは、ちょっと、違うように思うんですけど、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この知的財産と言いますのが、今後、林業の再生に、ひょっとしたら、ものすごい、これが主流になるかも分からないという可能性も秘めております。

その中で、要は、研究した内容を、誰か、第三者が、その情報を得て、それを積極的に活用されて、そこで事業を成功されるとすると、今、研究するために出資する方はもちろんですけれども、研究者の方も、その成果を保護できないという結果になってしまいますので、そういった意味で、知的財産を保護してくださいというお願いをしておるところでございます。

で、それに対して、毒素というお話ですけども、もちろん、いろんな植物に、いろんな毒素はあることは、議員もご承知のとおりだと思います。ユーカリだけ特別に、そんな毒を吐き出すような植物ではないというふうに、我々は理解しております。

今、実際に植栽しております 14 品種の中でも、毒素の高いものもあれば、低いものもございます。

ただ、高いと言いましても、例えば、日本でよくあるハゼであったり、漆であったりというところよりも、その毒素の成分は低い、直接、我々も手にしたりしていますので、人体に直接影響するようなものではないというふうに理解しております。

で、いよいよ、この樹種でやっていこうということになれば、そこは、改めて、その数値的なものも含めて、お知らせはしていきたいというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 樹種については、見解は違いますけど、私は、公知の事実だというふうに思っておりますし、それは樹種名を上げないと、さっきの毒素の件も含めて、科学的ではないというふうに思うんですけれども。

去年の 9 月 22 日に配られた資料、この中に、実は、まだ、この樹種名は残っておりますよね。だから、すごく、途中から、樹種名の公表の件については、知的財産ということで、強く言われて、誓約書まで取るという形になってきておりますけども、そこは、ちょっと、何か、ちぐはぐな感じがするんです。それほど、知的財産で、強い規制をしなきゃいけないということであるなら、議員の皆さんも、タブレットの中に、この資料が入っておりますので、全員協議会の 9 月 22 日のところを見ていただくと、資料の中に、全ての資料が入ってまして、樹種名も、これは、ここに出たままです。

だから、何か、知的財産については、分かりますけど、大学から、そういうふうに、JIA から言われているということで、分かりますけども、そしたら、やっぱり、いや隠せということじゃなしに、私は、見せるべきだと思うんですけれども、何か、中途半端な対応ではないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　まあ、出てしまったものは、ある程度、仕方ないというふうな大学側の判断もございます。

で、不幸中の幸いと言いますか、3種類の樹種は、当初にお知らせいたしました。で、今では、14種になっております。その3種お示しした樹種が主力になればいいなというふうに、今、願うところなんですけども、そういった意味で、今後、お気をつけいただきたいというか、私も、気をつけていかないといけないんですけども、それだけ重要な事項であるということを、改めて、認識いたしましたので、お願いをしているところでございます。ご理解を、よろしくお願いいたします。以上です。

〔廣利君　挙手〕

議長（千種和英君）　　廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）　　じゃあ、改めて、お聞きをします。

ユーカリ植栽の現状を見ると。あるいは、育苗センターの現状を見るということは、町民の皆さんが、そういうことで、希望された際は、誓約書を取りながらご覧いただきたい。どちらかというと、見てほしくない。歓迎したい。どういう対応を取られて、実際、どうされます。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（千種和英君）　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　これまで、一般の方と言いますか、廣利議員であつたり、西播磨の環境を守る会の方以外からの、そういったご要望等は、一切、ございませんので、一部の方からのご要望しかないので、何とも言えないところはあるんですが、もし、ご覧になりたいというご希望がございましたら、町長の答弁でもありましたとおり、担当課までお知らせいただきますと、いつでも随時というわけにはいかないんですけども、ある程度、日程調整なりをさせていただいた上で、ご覧いただける機会をつくらせていただきたいというふうに考えておりますが、繰り返しになりますが、今時点では、そのような希望は、廣利議員とか、西播磨環境を守る会の方以外からはございません。以上です。

〔廣利君　挙手〕

議長（千種和英君）　　廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）　　そもそも、ユーカリ植栽については、議会で議決したのは、利神小学校の利活用と、利神小学校跡の利活用ということでありました。

4つの事業を行うということで、私ども、議会も聞いておりました。

で、この状況については、当初、ご報告もありましたし、なるほどということ、ユーカリ以外のことについても取り組むんだということで聞いておったわけですけども、ちょっと、その件で、企画防災課の課長と、それから、商工観光の課長にお聞きをしたいというふうに思うんですけども、この学校跡地活用の件で、詳細な JIA さんの計画書というか、概要が示されているわけですけども、その点について、例えば、企画防災課とし

て、あるいは商工観光課として、ご相談とか協議とかというふうなことは、今まであったんでしょうか。

ちょっと、それを、まず、お聞きしたい。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

もちろん、無償貸付けの締結をしましてから、JIA の方も、こちらへお見えになりました。この4つの計画に基づいて事業を進めていくということで、お話をいただいて、まずは、施設を維持管理していくということで、施設の建物の確認というようなことで、最初、スタートいたしまして、そういう中で、この8月ぐらいに、電気の関係、キュービクルの改修もしたりして、順次、そういった施設の改修のほうもしております。

それで、昨年の住民の説明会の時にあった資料を、6月22日の資料ですけれども、そういう中で、初めにということで、こういうふうにあるんですけれども、JIA のほうですけれども、「当事業は、当社の既存事業の延長線上ではなく、当社グループのノウハウとネットワークを生かし、佐用町の地域の活性化や産業振興につながる事業を創り上げていくという、新たな取り組みです。したがって、短期的に成果のみを求めるというよりも、将来にわたって持続的に成長できる事業を創出していきたいと考えております。本年度（昨年度ですけれども）については、すでに当社が東京農工大学と共同研究を行っている早生樹の植付など、早急に着手できる取り組みから始め」ということで、云々かんぬん、研究を進めてまいりますということで書いていただいておりますので、今、先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、まずは、今、ユーカリをはじめとする早生樹による、新たな林業の実現に向け、今、取組を最優先に進めていただいておりますので、それを、まずは、成功するまで見届けると共に、その延長線上に、4つの事業の1つでもあります林業を担う人材の育成等の事業、また、シェアオフィスについても、そういった親和性のある事業所があればというふうなことでも聞いておまして、そのお話のほうも、順次させていただいておって、今、経過を見守っておるところでございます。以上でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

商工観光課としましては、JIA、それから農工大、直接、そういった、この事業に関しての相談を受けたことはございません。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 企画防災課の課長、それから、商工観光の課長にお尋ねします。

この協議、JIA の計画書、概要の中には、先ほど、企画防災課の課長が言われたように、シェアオフィスの件等々で、利活用していくという形が、ずっと言われているし、言われ

てきたわけですが、**TURN**S（ターズ）、雑誌の名前ですが、**TURN**S という2か月に1度出る雑誌ですが、ここのタイアップによるイベントとかということが、具体的に、実は記されているんですけど、そういうことについては、協議、ご相談はあったんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 私のほうは承知しておりません。以上でございます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 商工観光課としましても、承知しておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この計画書の概要の中には、それが、実は出ていまして、2023 年から取り組むと、取り組めてないんでしょうけども、実は、私は、その情報公開という点から、利活用の4つの事業ということだったんで、それはもう2年たとうとしているわけですが、その状況が、この計画のとおりだったら、協議がされて、何らかの緒に就いているのかなというふうに思ったんですけど、それはないということで、あと、幾つかの、いわゆるオールドメディアではない、デジタルメディアが3社、これも具体的に、これ表記されているんですね。使いながら、移住促進とか、空き家の問題とか、その拠点にするというようなことが書かれているんですけども、改めて、もう1回確認しますが、そういうメディアとの協議ということについても、特になかったということですね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 今、廣利議員がおっしゃった、**TURN**S さんの件ですが、この名称、久しぶりに、私もお聞きしましたが、元々、このジャパンインベストメントアドバイザーさんが、佐用町に来られる際に、この **TURN**S の、ちょっと、お名前忘れちゃったけども、編集長さんだったと思うんですけども、編集者の方と一番最初に来られたのがきっかけでございました。

そういうこともあって、おそらく **TURN**S さん、その計画書の時点では、そういう **TURN**S さんとのコラボをした事業についても検討していきたいという記載になっているんだろうと思います。

で、その後ですが、私も、具体、この事業が、具体的に進んでいるというようなことは聞いておりませんが、先ほど、町長の答弁でも、また、農林振興課長の答弁でもあ

ったとおり、当初の計画は計画として、その中で、今現在、やっぱり注力、幾ら、東京の金融会社の JIA さんだと言っても、そういうリソースが、幾らでも無限にあるわけではございませんので、まずは、この森林再生の事業に注力して、その後、また、それを広げていくなり、当初の事業に注力していきたい、そういう段階だというふうに、私のほうは認識をしております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） TURNS については、今、副町長の説明がありましたけれども、佐用町と何か接点があったということですね。

だから、結局、4つの事業のうち、ユーカリのほうが、特に取組が進んでいる、ほかの3つについても、当然、これは議会で議決して、この4つの事業でという話であったはずなので、これは、当然、JIA さんも、この事業については、やっていくということは、当然、その意思については、変わらないというふうに思いますので、時々で、状況のところについては、お聞かせをいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

次の質問に、ちょっと、移らせていただきます。

議長（千種和英君） 今の質問、答弁はいいですか。

10 番（廣利一志君） いいです。

介護・認知症への理解と地域からの支援をさらに得るために行政が取り組むべきことは。

介護人材の不足、介護サービス施設の不足などが今後さらに加速し、団塊世代が後期高齢者となる数年後には危機的な自治体も数多く出てくることが予測されています。

佐用町の状況は、予測ではそんな危機的なことは考えられませんが、地域による支援、介護・認知症予防の観点から幾つかの質問をさせていただきます。

1 つ、認知症予防、早期発見の体制と取組。自治会長、民生委員、福祉委員さんたちのさらなる協力を得ることについての見解。

2 点目、専門機関、西播磨リハビリテーション病院の予防に向けた積極利用策についての見解。

3 点目、介護サービス施設への支援充実についての見解。

以上、3 点について、見解をお聞かせください。お願いします。

議長（千種和英君） 庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、最後のご質問でございます介護・認知症への地域からの支援をさらに得るために行政が取り組むべきことはということかというご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、今後、ますます高齢化が進むことが推測されている佐用町では、高齢者が元氣なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指しているところでございます。

まず、1点目の認知症予防、早期発見の体制と取組。自治会長、民生委員、福祉委員さんたちのさらなる協力を得ることについての見解はということについて、お答えをさせていただきます。

町では、認知症高齢者などの早期発見のために、啓発事業として、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの推進、認知症サポーター養成の推進役となるキャラバンメイト支援、認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるチームオレンジの推進、アルツハイマー月間の取組及びいきいき百歳体操での認知症チェックリストと健康教育を実施いたしております。

認知症の相談といたしましては、地域包括支援センターの総合相談支援事業のほか、認知症専門医によるもの忘れ健康相談を実施いたしております。また、認知症疾患医療センターが、県立リハビリテーション西播磨病院と揖保川病院に開設されておりますので、必要により受診を勧めております。認知症予防は、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても、また、進行を緩やかにするという意味ですが、町では認知症予防事業として「頭と体の健康教室」、「元気アップスクール」を開催しております。

今後におきましても、令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に則って、認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指してまいります。

また、地域包括支援センターの職員が、民生員児童委員会の定例会や民生委員児童委員、民生協力員、福祉委員の三者による三者連絡会に出席し、地域との関係性を深めております。これらのほかにも、社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターとも連携を図り、地域の問題解決に取り組んでまいります。

次に、2点目の専門機関の予防に向けた積極利用策についての見解ということについてですが、佐用町のもの忘れ健康相談では、県立リハビリテーション西播磨病院からも専門医の派遣を受けております。

また、かかりつけ医より専門医療機関として県立リハビリテーション西播磨病院への紹介を受けた方については、認知症のタイプの診断や症状に応じた支援も行っております。認知症の前の段階でありますMCI、早期認知障害の方へは、MCI院内教室として、認知症に進行する可能性、進行予防できる可能性の両面について正しく理解し、今後の生活に備えることで自分らしい生活を維持し適切な支援が受けられるための講座を開催しております。町の地域包括支援センターからも保健師が参加することで、地域の相談窓口を知っていただくようにもしております。

また、佐用郡医師会との共催で県立リハビリテーション西播磨病院認知症疾患センターの医師を講師に招き、佐用郡民フォーラムとして、認知症の理解を深めるための講演会も開催しております。

最後に、3点目の介護サービス施設への支援充実についての見解はということでございますが、佐用町では、播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業として、施設職員の資質の向上のため、ケアマネジャーや介護福祉士などの福祉資格取得費用の助成事業も行っております。令和5年度には施設職員以外も含む町全体であります。8人からの助成金申請がありました。また、地域包括支援センターでは、困難ケースについての相談や、ケアマネジャーと一緒に家族の話を伺ったり、また、家庭の状況を確認する同伴訪問等の支援も行っております。このほかにも、ケアマネ連絡会や、メール一斉送信などにより介護情報の提供や各種研修・補助金の案内を行うなど、連携を図りながら取組を進めております。

以上で、ご場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）

あまり、時間がありませんので、幾つか質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で、介護サービス施設への支援充実についての見解という中で、定住自立圏の話がありました。テクノを中心に、たつの市、宍粟市等佐用町で定住自立圏という形の中で、ケアマネジャーの資格獲得補助 8 名が申請があったということなんですけれども、この議会で、姫路市・加古川市を含む 8 市 8 町の連携中枢都市、連携協約の一部変更というのが議案にありまして、介護というのが追加になったと、協約の中に追加になったということがありまして、これは初日に議決をされたわけなんですけれども、その時にも質問をしたんですけれども、改めて、まだ、これから議論だという話なんですけれども、定住自立圏、たつの市を中心に 4 つの市町がある。それから、8 市 8 町で連携中枢都市で一部協約の変更ということがあるわけなんですけれども、この介護が追加になったということは、町民にとっては、佐用町の町民にとっては、これは願わしい、あるいは、待ってたこととか、そういうことなんでしょうか。その実際、町民にとっては、いいことなのか、悪いことなのか、悪いことではないと思うんですけども、ちょっと、そのあたりの認識は、町長の認識を、ちょっと、教えてください。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君）

江見副町長。

副町長（江見秀樹君）

これ、初日でしたかね、山崎課長のほうからも答弁しましたけれども、まだ、今、これ協定を、これから改定しようということで、議決をいただいたところで、具体的には、まだ、何も固まっていないというのが、私の認識です。

その上で、今日、幸田議員の質問の中でもございましたが、これから、佐用町の 65 歳以上の高齢者の数自体は、もう既に減少局面に入っておりますし、これからも減少をしてまいります。

で、当面は、75 歳以上の後期高齢者の方々の数というのは、今、ほぼ横ばいぐらいですが、ここも、いずれ減少に転じてまいります。

で、団塊の世代と言われる方が、今、後期高齢者の、団塊の世代の最後ぐらいが、そういう年代になられていると思うんですけども、この方々が、まだまだ、私はお元気な世代だと思うんですね。この方々が、例えば、要支援とか、要介護の状態になってきた時に、果たして、どういう佐用町の介護サービスの状況になるかというのは、これ注視していかないといけないんですが、もう少し、中長期で見ますと、やはり、絶対に施設等の空きが出てくるのであろう。これは、容易に想像ができます。

既に、今現在でも、過去に比べますと、例えば、特別養護老人ホームの空き、空きと言いますか、待ちですね、待ちの状態というのは、かなりなくなっているというふうに、原課のほうからは伺っております。

そういう中で、これからも介護人材、それから、介護のサービスというのは、佐用町においても引き続き、必ず必要であります。例えば、介護の特別養護老人ホームなり、老健施設なり、こういうところを、佐用町の住民では、ちょっと、余剰に、例えばなった場合に、やはり、こういう圏域での連携を持って、そういうところと連携しておくというのは、将来的には無駄なことではないだろうと、このように、その面においては、そういうふうに考えますし、働かれる方にとっても、そういった職場があるということ自体

は、大事なことなんでしょうというふうに思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 容易に、そのあたりは想像もつくんですけれども、これから議論ということなので、きちっと、そのあたりは、佐用町の施設については、余剰、人員も施設もという形で、予測されると。だから、要するに、都市部の方を受け入れるという形を、単純に考えていいのかなというふうなところが、ちょっと、あります。

それで、その前提になるというか、ケアマネジャーとヘルパーさんの今の現状、私が、聞いている限りでは、かなり皆さん、高齢になっておられる。ケアマネジャーさん 40 数名おられますけれども、随分と高齢になっておられる。それから、ヘルパーさんも、当然、もっと、高齢になってきている。

そうすると、この 2、3 年の間に、何があるかという、実は、大阪、東京で、もう本当に、介護施設も人材も足りなくて、パンクしてしまうというふうなことが、一部言われていたりします。そうした時に、我々のところは余剰だから、受け入れる人材があるという形は、単純には、ちょっと言えないのではないかな。

だから、ヘルパーさん、ケアマネジャーさんの育成支援、資格獲得の支援というふうなところについては、さらに、やっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思うんですけれども。いかがでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほどの、そういう施設、それから、施設に限らず、ほかの介護サービスの受入れというのは、あくまで一例で申し上げただけですので、そういう可能性もあるということでございます。

廣利議員、さっきおっしゃったように、佐用町は、高齢者の人数のピークというの、もう過ぎました。

私は、これから一番問題になってくるのは、おっしゃっているとおり、大都市圏、特に、東京圏、それから、大阪圏、このあたりの高齢者の数が、これから、おそらく激増して来るといふふうに思っております。高齢化率も、当然、私たちのような過疎中間地よりも、大分遅れて上がってくることになります。

その時に、介護人材というのは、当然、都市部で不足してきて、こういった人材が、また、私たちのような、全国の、また、過疎中山間地域から流出していくんじゃないか、このおそれというのは、当然、そういう業界でも指摘はされていますし、私たちも、その点については、思っております。

ですので、先ほどの播磨科学公園都市圏域定住自立圏、これ先ほど、ちょっと、正確に申しますと、たつの市と宍粟市と佐用町と言われましたけど、上郡町も入っております。

で、そういうような資格取得の助成事業もやっておりますし、これが、同じことを、また、播磨圏域でやるかどうかというのは、ちょっと、分かりませんが、そういったことは、当然、大事なことだろうというふうに思っております。

介護人材に限らず、医療のほうの人材もそうです。これから、そういうふうに、都市部

に、これまで以上に出ていかれると、大変、私たちの町にとっては苦しいことになるということです。ですのでですね、これで全て解決するわけではありませんけれども、佐用町としても、ご承知のように、2年前ぐらいからですかね、鉄道の利用促進も兼ねて、大学生等の通学定期券の購入助成、こういう制度も始めてきたわけです。

これまでも何度か説明をさせていただきましたが、狙いは、この制度があるからといって、東京のこの大学のこの学部に行って学びたい。九州のこの学部に行って、これを学びたいという方が、この制度があるからといって残るわけではないと思います。

ただ、やはり、今、おっしゃっている介護、あるいは看護、保育、または、公務員になるための、そういう法律専門学校、あとは例えば、調理師とか、いろんな資格がございます。こういった資格を取得するための学校というのは、近隣にも多数ございます。こういう方々に近くの学校に行っていて、近くの就職先、できれば町内ですけれども、そういうところにもおっていただきたい。そういう思いで、こういう制度をやっておるわけですので、当然、今度始まる播磨圏域の連携でも、そういうお話もしていきますし、そのためにできることはやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これから議論がされるということなので、その際に、佐用町の置かれている状況と、姫路市、加古川市との状況は全然違うというふうなところを踏まえながら、その意味では、これからほかの市町が経験することを、佐用町が、今もう経験している。

それで、施設も含めて、余剰ということが課題になってきているわけですから、佐用町が議論をリードするということはあるように思うんですけれども、その点は、外国人材の確保も含めてですけれども、やっぱり議論はぜひ、そのあたりを抑えながら議論をしていていただきたいし、途中、途中の議論の状況については、議会にも報告をいただきたいなというふうに思います。いかがですか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 特に、この播磨圏域の連携の部分ですね、これかなり幅広にとりあえず上げてあります。今回も改正でご覧いただいたとおり、別表化してありますが、相当な分野を網羅してあります。

ですので、この介護の分野だけをとって、何かこう議会で、何か報告する機会というのは、おそくないと思いますので、それは、ぜひ個別にお尋ねいただければ、その議論の進展の状況なんかも、とりあえずお答えはさせていただきたいと思いますし、それは可能だというふうに思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） もうあまり時間がありませんので、引き続き、この介護の問題、あるいは認知症の問題については、できるだけ理解を深めるということで、継続して、取り上げていきたいというふうに思います。

 以上で、私の質問は終わりたいと思います。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

 これで通告による一般質問は終了しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

 お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 12 日から 15 日までは、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

 次の本会議は、12 月 16 日、月曜日、午前 9 時 30 分より再開します。

 それでは、本日は、これにて散会といたします。御苦労さまでした。

 午後 0 4 時 1 6 分 散会
